

平成 24 年第 2 回定例会

環境生活農林水産常任委員会 説明資料

◎ 所管事項説明

1 「『平成24年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について	1
2 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について	
(1) 三重県総合文化センター	2
(2) 三重県環境学習情報センター	6
(3) みえ県民交流センター	12
(4) 三重県交通安全研修センター	18
3 指定管理候補者の選定過程の状況について	
(1) 三重県交通安全研修センター	24
4 「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握に係る緊急調査」（私立学校分）の結果について	31
5 「文化交流ゾーン」を構成する各施設の連携強化について	36
6 新県立博物館の整備について	37
7 地球温暖化対策（電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業の実施）について	49
8 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告について	52
9 三重県男女共同参画施策の年次報告について	55
10 「新しい公共推進指針（仮称）」（中間案）について	62
11 東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について	64
12 三重県認定リサイクル製品の県の使用・購入状況について	70
13 RDF 焼却・発電事業の固定価格買取制度への移行について	72
14 産業廃棄物の不適正処理事案について	75
15 審議会等の審議状況について	80

平成 24 年 10 月 4 日

環境生活部

- 別冊 1 2012(平成24)年度版 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告
- 別冊 2 新しい公共推進指針（仮称）（中間案）
- 別冊 3-1 三重県四日市市大矢知町・平津町地内産業廃棄物不適正処理事案に係る
特定支障除去等事業実施計画（案）
- 別冊 3-2 三重県桑名市源十郎新田地内産業廃棄物不法投棄事案に係る
特定支障除去等事業実施計画（案）
- 別冊 3-3 三重県桑名市五反田地内産業廃棄物不法投棄事案に係る
特定支障除去等事業実施計画（案）
- 別冊 3-4 三重県四日市市内山町地内産業廃棄物不適正処理事案に係る
特定支障除去等事業実施計画（案）

1 「『平成24年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

環境生活農林水産常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
132	交通安全のまちづくり	環境生活部	信号機の整備は県民からの要望が多くあるので、予算の確保や整備計画に関する情報提供に努めていただきたい。	環境生活部としては安全で安心して生活できる交通環境の実現に向けて、信号機の整備等の取組が進むよう警察本部に働きかけていきます。
151	地球温暖化対策の推進	環境生活部	環境学習情報センターが行う講座やイベント等の環境教育参加者数が活動指標になっているが、都市部や農村部など県内各地域で状況も異なるので、地域別に環境教育を行ってはどうか。	現在、各地域で、森林公園や自然の家を活用した自然体験学習や、河川での水生生物・水質調査などの参加体験型の講座等を実施していますが、今後も各地域の状況・特色をふまえた環境教育の充実や拡大に取り組んでいきます。
152	廃棄物総合対策の推進	環境生活部 廃棄物対策局	市町と連携をとって生ゴミの資源化を進めるために活用できる目標値を定めて取り組んでいただきたい。 RDF事業も近い将来終結することもあり、RDF事業に参加している市町にとって、一般廃棄物の処理が大きな問題になっている。県として施策にもう少しウエイトをかけてもよいのではないか。	生ゴミの資源化は重要な課題ですが、一般廃棄物の処理は市町が実施しており、数量を正確に把握することは困難です。なお、食品残さの3Rは一般廃棄物も含めて推進していきます。 RDF事業終了後的一般廃棄物の処理については、現在各市町で検討いただいており、県としては技術的支援等により協力していきます。
211	人権が尊重される社会づくり	環境生活部	災害時の人権問題については、災害の記憶が新しい今年度中に時宜を逃さず、広く県民に啓発していただきたい。	昨年度も「災害と障がい者」や「災害時の人権問題」をテーマとした県民人権講座等を開催しましたが、今年度も引き続き災害と人権に関する人権啓発に取り組んでいきます。
212	男女共同参画の社会づくり	環境生活部	男女共同参画は女性だけの問題ではないということが「男女共同参画フォーラムの男性参加率」に表れていると思う。そういうたった啓発を一層進めさせていただきたい。	男女共同参画を進める上で、その意義について男性の理解を深めることが重要と考えており、フォーラムの内容を工夫し男性参加率を高めるとともに、男性向け講座を開催するなどにより、引き続き男性への啓発を進めていきます。
213	多文化共生社会づくり	環境生活部	災害時に外国人が地域の一員として活動できるよう取り組むことは大切であるが、その前提として外国人は災害時には要援護者であることを十分に認識し、関係部局と連携を取ってサポート体制や理解を進めていただきたい。	現状では、外国人は災害時要援護者であることを認識したうえで、多言語での防災情報の提供、関係部局や地域と連携した防災訓練等に取り組んでいきます。 また、外国人住民が被災した場合に備え、災害時に外国人住民を支援するサポートセンターの育成、相談窓口の設置等のサポート体制を整備していきます。

2 (1) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成23年度分)

<県の評価等>

施設所管部名

環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県総合文化センター (津市一身田上津部田1234番地)
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県文化振興事業団 理事長 飯田俊司 (津市一身田上津部田1234番地)
指定の期間	平成22年4月1日～平成27年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	<p>①三重県総合文化センターの管理運営及び施設貸出サービス ②文化会館が提供する各種サービス(音楽・演劇等公演の提供、文化芸術に関する人材育成研修等) ③生涯学習センターが提供する各種サービス(生涯学習社会づくりに資する情報提供、講座・研修、視聴覚教材・機材の貸出等) ④男女共同参画センターが提供する各種サービス(男女共同参画社会づくりに資する情報提供、研修、相談、調査研究等) ⑤センターPR事業及び文化会館友の会事業等</p>

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H22	H23	H22	H23	
1 管理業務の実施状況	A	A			施設案内表示の改善など来館者サービスの向上や、情報誌「Mニュース」等による若者層へのPR、節電対策など経営努力を続けていた。事業部門においては積極的な事業展開を図っており、利用者・事業参加者満足度も高くなっている。
2 施設の利用状況	A	A			従来からきめ細かなサービスによるリピーターの確保に努めており、施設利用率は過去最高を記録した平成21年度以降、高い水準で推移している。
3 成果目標及びその実績	A	A			評価指標としている14項目中11項目で目標を達成し、未達成の項目についても要因分析を行い、改善につなげようとする姿勢がみられる。指標のうち利用者・事業参加者満足度はすべての部門で目標を達成した。

※「評価の項目」の県の評価：

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな利用者サービスにより施設利用率は過去最高値となった平成21年度以降、高い水準を維持している。また、ISO19001品質管理システムを導入しており、施設利用者や事業参加者へのアンケート等により利用者ニーズを把握し、サービス改善につなげる姿勢が見られる。 ・事業部門においては、県民が望む公演や講座を実施する一方で、県の文化芸術・生涯学習・男女共同参画の拠点施設として望まれる普及・育成型事業、三重県らしさを重視した事業など幅広く事業を展開すると同時に、文化会館事業参加者満足度、生涯学習センター主催事業参加者数、男女共同参画センター主催事業参加者数などで目標を達成した。 ・各部門で積極的にボランティアを活用しており、生涯学習講座で学んだことを実践する場を提供するなど成果活用支援も行っている。 ・施設利用者への付帯サービスの充実、アートミュージアムショップの品揃えの充実などによる自主財源の確保や、経費節減に取り組んでいる。 ・東日本大震災を受けて、速やかに地震発生時の対応の見直しを実施し、避難誘導訓練を実施するなど安全面における配慮も常に意識した適切な施設管理が行われている。
	<p>以上のことから、三重県総合文化センターの管理者として適切な実績を残していると評価できる。今後の課題としては、ますます多様化する利用者ニーズを的確に把握して具体的事業に結びつけるとともに、文化と知的探求の拠点として、県内各施設とのさらなる連携を期待する。</p>

<指定管理者の評価・報告書(平成23年度分)>

指定管理者の名称:公益財団法人三重県文化振興事業団

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

①三重県総合文化センター管理運営事業の実施に関する業務

- センターの維持管理業務をはじめ、施設貸出サービス、文化会館事業、生涯学習事業、男女共同参画事業を実施した。来館者アンケート満足度は、87.0%となり目標値86.0%を達成した。
- 広報活動では、情報誌「Mニュース」の内容を親子で楽しめる事業や若年層向けの事業を特集し、増ページと増刷に合わせて配付先の拡大などにより多くの新規顧客の獲得につなげた。総合文化センターPR事業としてM祭や映画祭の充実、また来館者サービス向上につながる東紀州地域からのバスツアー11本を実施した。
- 施設貸出サービスでは館内案内表示の改善、利用率の低い「特別会議室」について利用料金の値下げ改定を行い、利便性の向上に努めた。また利用者満足度は88.5%、施設利用率は79.6%という高い水準を維持できた。
- 東日本大震災を受けて、避難誘導訓練において職員の一層の防災意識の向上を図るとともに、地震発生時の対策に取り組み、「地震発生時の会場アナウンス文例」を作成し、舞台袖に常備した。また「ホールにおける地震発生時対応手順書」を作成し、主催者との打ち合わせ時に配付・説明を開始した。
- 文化会館事業では、過去最高となる68プログラムを実施し、例年以上に積極的な事業展開を図った。洋楽分野のピアノ企画公演「三重音楽発信vol.8リスト生誕200年ガラ・コンサート」の成功、制作演劇「トリプル3」の2年目の成功、若手劇団を紹介する「Mゲキセレクション」や「ワンコインコンサート」の盛り上がりなど、一定の成果をあげた。
- 生涯学習事業では、学習ニーズに対応した学習講座や研修会を延べ162講座企画・運営して、延べ12,902の方に学びの情報や学習と交流の機会を提供した。23年度も県内の小学生へホンモノ(文化・芸術)との出会いを届けるアウトリーチ事業を精力的に展開しており、本事業をさらに充実したものとするため文化庁助成事業「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」の採択を受け、新分野のプログラムの開発を行った。
- 男女共同参画事業では、拠点施設としての機能を発揮し、県内外の企業や団体、NPO等さまざまな主体との連携・協働を拡大し新たに15機関と連携を行った。若者世代をターゲットにしたテーマ「働き方・生き方」を考える講座を実施した。その結果、年間事業参加者が16,286人と過去最高とほぼ同数を記録した。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- 開館17年を迎える施設設備の老朽化が進んでいることから、計画的・効率的に修繕を行い、維持管理に努めた(年間修繕費約34,281千円)。
- 照明器具のLED化、エスカレーター、照明及び空調の効率運転を実施した結果、電気使用量は前年度比マイナス6.8%となり過去5年間で最低となった。
- トイレ手洗いを自動化し(54箇所)、節水に努めた。
- 立体駐車場の運用を開始し、思いやり駐車区画9台、車いす使用者駐車区画12台を新設した。

③県施策への配慮に関する業務

- バリアフリー化、雇用機会均等、人権の配慮等6項目の人権尊重基本方針を策定しており、利用しやすく快適な施設づくり、大ホール車いす席の優先発売等を実施した。
- 男女の人権が尊重され、性別にかかわりなく個性や能力が発揮できる社会を目指した男女共同参画推進基本方針を策定しており、理事・評議員・職員の女性登用(理事20%・評議員30%・女性職員の比率6割)、職員研修等を実施した。
- 子育てに夢や希望が持て、働きやすい職場づくりを目指した次世代育成支援対策基本方針を策定している。主催事業においては託児サービス(66事業:子ども234人)等を実施した。
- 駐車場減少対策とともに、公共交通機関の利用を促進するために、津駅から総合文化センターへの臨時バスを増発した。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- 県に準じた情報公開実施要項を平成12年度に制定している。なお、平成23年度の開示請求は1件であった。
- 管理運営にあたって個人の権利や利益を侵害することがないよう、平成17年度に策定した個人情報保護方針により個人情報を適切に取り扱った。

⑤その他の業務

特になし

(2)施設の利用状況

全館利用率は対前年度比でプラスであった。きめ細かなサービスの実施により依然として高い水準を維持している。

	平成22年度実績	平成23年度実績	対前年度比
全館利用率	78.0%	79.6%	+1.6ポイント
全館利用者数	710,649人	740,293人	+29,644人
文化会館利用率	76.9%	77.9%	+1.0ポイント
文化会館利用者数	530,780人	560,601人	+29,821人
生涯学習センター利用率	85.0%	85.4%	+0.4ポイント
生涯学習センター利用者数	61,440人	62,398人	+958人
男女共同参画センター利用率	75.4%	78.6%	+3.2ポイント
男女共同参画センター利用者数	118,429人	117,294人	-1,135人

2 利用料金の収入の実績

(単位:円)

全館利用率も対前年度でプラスでありそれに連動して利用料金収入も対前年度でプラスであった。

	平成22年度実績	平成23年度実績	対前年度比
文化会館収入額	112,095,134	111,348,005	-747,129
生涯学習センター収入額	13,995,128	14,075,986	80,858
男女共同参画センター収入額	22,634,598	23,702,350	1,067,752
サービス料収入額	3,747,180	4,396,215	649,035
全施設収入額合計	152,472,040	153,522,556	1,050,516

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H22	H23		H22	H23
指定管理料	756,956,214	756,625,000	事業費	239,498,130	284,530,761
利用料金収入	152,472,040	153,522,556	管理費	838,248,913	871,318,360
その他の収入	195,438,131	226,647,513	その他の支出	0	0
合計 (a)	1,104,866,385	1,136,795,069	合計 (b)	1,077,747,043	1,155,849,121
収支差額 (a)-(b)	27,119,342	△ 19,054,052			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	
---------	--

4 成果目標とその実績

成果目標項目	目標値	実績値	成果目標項目	目標値	実績値
(総務部)					
県立図書館を除く年間来場者数	665,000人	740,293人	来館者アンケート満足度(8項目平均・4段階で3以上)	86.0%	87.0%
センターHPアクセス数(年間)	185,000件	154,984件			
(施設利用サービスセンター)					
施設利用率	75.0%	79.6%	利用満足度(4段階評価で4以上)	81.0%	88.5%
(文化会館)					
事業参加者満足度(5段階評価で4以上)	94.0%	94.6%	公演事業入場率	85.0%	78.5%
文化事業全体収支比率	65.0%	68.6%			
(生涯学習センター)					
生涯学習情報提供システムへのアクセス数(年間)	191,000件	228,183件	主催事業参加者数	9,400人	12,902人
受講者満足度	76.0%	77.0%			
(男女共同参画センター)					
主催事業参加者数	11,500人	16,288人	男女共同参画フォーラム男性参加率	40.0%	23.0%
事業参加者満足度(4段階評価で4以上)	76.0%	85.0%			
今後の取組方針	・ほぼ前年度を上回る実績であったが更に新規顧客層の獲得に努めなければならない。 ・公益財団法人移行後の運営方針として公益性と収益性のバランスのとれた経営に努めなければならない。				

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H22	H23	
1 管理業務の実施状況	A	A	3期目指定管理者の2年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき事業を展開し、目標達成に向けて着実に実績を積み上げ、更なるサービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民とともに歩む施設づくりに努めた。
2 施設の利用状況	A	A	従来からのきめ細かなサービスに加え、新たなサービスを実施し、施設利用率は79.6%（過去最高値79.7%）という高い水準を維持した。
3 成果目標及びその実績	A	A	年間来館者数目標比+約7万5千人、来館者アンケート満足度+1.0%、施設利用率+4.6%、利用満足度+7.5%、文化会館事業参加者満足度+0.6%、文化会館事業全体収支比率+3.6%、生涯学習事業参加者数+3,502人、生涯学習受講者満足度+1%、男女共同参画センター事業参加者数+4,788人、男女共同参画センター事業参加者満足度+9%と概ね目標値を上回り、高い水準を維持し続け優れた実績をあげている。

※評価の項目「1」の評価

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価

- ・3期目の指定管理者の2年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき事業を展開し、目標達成に向けて着実に実績を積み上げ、更なるサービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民とともに歩む施設づくりに努めた。
- ・来館者アンケート満足度は、87.0%（過去最高値88.2%）と高い実績であった。
- ・ISO9001品質マネジメントシステムに基づく来館者アンケート分析や職員提案により、利用者サービス向上に努めた。また、公演や講座等の参加者や貸出施設の利用者からも同マネジメントシステムによるアンケート分析を実施し、事業運営や企画に利用者の声を反映させるよう努力した。
- ・文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センターの3事業部門においては、従来からの事業を着実に推進しつつ、文化会館事業のプログラム数を増加したほか、各事業部門で共通した取り組みとして次代を担う子どもの文化芸術体験事業等の新規層・若者世代を対象とした事業を実施した。
- ・危機管理体制においても、東日本大震災を受けて、避難誘導訓練において職員の一層の防災意識の向上を図るとともに、地震発生時の対策に取り組んだ。
- ・今後の継続的な課題として、事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成があげられる。
- ・今後の懸案として、新博物館建設にともなう駐車場の不足およびその対応がある。
- ・平成23年7月に公益財団法人へ移行し、公益事業のあり方について公益性と収益性のバランスの取れた文化芸術の振興と地域の活性化に寄与する事業展開が必要である。

2 (2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成23年度分)

<県の評価等>

施設所管部名:環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県環境学習情報センター(四日市市桜町3684-11)			
指定管理者の名称等	アクティオ株式会社 代表取締役社長 植村敏明 (東京都目黒区下目黒1丁目1番11号 目黒東洋ビル4階)			
指定の期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日			
指定管理者が行う管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全に関する啓発及び普及を行うこと ・環境の保全に関する研修会、講習会等を行うこと ・環境に関する情報の収集及び提供を行うこと ・環境の保全に関する活動の促進及び交流等を図ること ・その他(施設等の維持管理及び修繕に関すること等) 			

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H22	H23	H22	H23	
1 管理業務の実施状況	B	B			<p>子ども向け・一般向け・指導者養成の各種講座や出前講座を開催するとともに、イベントの開催や各種イベントへの出展、かんきょう川柳の募集、広報誌・メールマガジンの発行など、啓発や情報発信を行った。</p> <p>また、展示室等の管理や、図書の管理、啓発パネル・教材キットの貸出など、施設の維持管理を適切に行った。</p>
2 施設の利用状況	B	B			<p>社会見学の受入れや各種講座、イベントの開催等により、環境教育参加者数は平成23年度の目標(25,500人)を上回る29,454人であった。</p>
3 成果目標及びその実績	A	B	+	+	<p>成果目標である「環境教育参加者数」、「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」、「指導者養成を目的とした講座受講者数」について目標を達成した。</p> <p>また、「講座参加者の満足度」(目標90%以上)については、満足度アンケートを実施した175講座中4講座で83~89%であったが、平均では99.4%であった。</p> <p>なお、独自で定めた成果目標についても、全て目標を達成した。</p>

※「評価の項目」の県の評価 :

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<p>新たな指定管理期間に入ったが、前期間の経験等を生かして、主催講座や出前講座、環境イベントを開催するとともに、施設等の適切な維持管理が行われた。また、管理業務の実施にあたっては、環境への配慮はもちろん、次世代育成や男女共同参画等の視点も踏まえ、適切な運営が行われた。</p> <p>成果目標については、環境教育参加者数、指導者養成を目的とした講座受講者数等、独自で定めた目標を含む5つの目標を達成した。なお、「講座参加者の満足度」については、175講座中4講座において、わずかに成果目標を下回ったが、ほとんどの講座で目標値以上となっており、目標を達成したと見ることができる。</p> <p>また、センター主催のイベントとして、「春のキッズエコフェア」、「Mieこどもエコフェア」に加え、平成23年度からは、「秋のキッズエコフェア」を新規イベントとして実施しており、普及啓発、センターの利用拡大につなげることができた。特に、春と秋のフェアは、四日市市ふれあい牧場等、近隣の施設と連携して実施されており、今後も一層の連携を図ることで、地域のイベントとして定着し、さらなる利用促進が期待できる。</p> <p>なお、各種講座については、引き続き、内容の充実や利用者のニーズを踏まえた新たな講座の開設等に取り組む必要がある。また、センター以外での講座の開催やイベントへの出展、効果的な広報活動等により、利用拡大に努める必要がある。</p>	

<指定管理者の評価・報告書(平成23年度分)>

指定管理者の名称:アクティオ株式会社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 三重県環境学習情報センターの管理事業の実施に関する業務

- ・環境基礎講座等主催講座や出前講座の実施、小中学校等社会見学の受入れ、Mieこどもエコフェア等の開催や各種イベントへの出展、施設の維持管理等の業務を行った。
- ・主催講座を 86 回(1,986 人)、出前講座を 116 回(7,681 人)、社会見学等の受入れを 61 回(2,920 人)、イベントの開催や各種イベントへの出展を 31 回(12,519 人)実施した。「こどもエコクラブ」は 95 クラブ、入会者数 16,392 人の入会実績であった。
- ・センター主催のイベントとして、「春のキッズエコフェア」(4月 30 日から 5月 1 日、参加者 2,360 人)、「Mie こどもエコフェア」(7月 23 日から 7月 24 日、参加者 4,000 人)、「秋のキッズエコフェア」(10月 8 日から 10月 9 日、参加者 1,244 人、平成 23 年度から実施)を開催し、全体で 7,604 人の参加を得た。
- ・平成 24 年は金環日食や金星の太陽面通過が国内で観測できることから、平成 23 年度は指導者養成講座として、星と環境と人の架け橋になる「みえ星空環境案内人養成講座」を実施した。また、一般を対象に天体を学ぶ機会を提供する取組として、「星たまごプラネタリウム」(簡易プラネタリウム)による出前講座やイベント出展等を 26 回行った。
- ・センターの情報誌である「環境学習みえ」では、「天然記念物」を年間テーマとして4回発行した。
- ・かんきょう川柳を募集し、県内から 2,572 句の応募があった。
- ・維持管理業務では展示室等施設の維持管理を行うとともに、啓発パネル、教材キットの貸出等を行った。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・展示データの更新を行った。
- ・プロジェクターやパーテーションなどを購入し、備品を充実させた。
- ・貸出教材、図書の適切な管理を行った。

③ 県施策への配慮に関する業務

- ・人権尊重のための取組
身体に障がいがある方のために、車いすの利用や筆談ができるようにしている。
- ・男女共同参画社会実現への取組
センター主催のイベントでは、乳児連れの参加者を想定し、授乳室を設けるなどの対応を行った。
また、三重県男女共同参画センターで開催される「フレンテまつり」への出展を行った。
- ・次世代育成支援対策への取組
「四日市市こどもまつり」への出展、「Mieこどもエコフェア」、「春のキッズエコフェア」、「夏休みこども環境講座」や「こども環境講座」の開催、小中学校、幼稚園や保育園、子ども会への出前講座など次世代育成に取り組んだ。
- ・持続可能な循環型社会の構築に向けた環境保全活動の取組
ゴミの減量化をはじめ、不要な照明の消灯やコピー用紙の裏面使用など、省エネ・省資源の取組を行った。また、電力の厳しい需給状況を受け、各種講座やイベント等において、地球温暖化防止対策や、省エネ・節電の呼びかけ、啓発に努めた。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・情報公開は「三重県環境学習情報センターの管理に関する情報公開実施要領」に基づき対応している。(平成 23 年度の開示件数 0 件)
- ・個人情報保護は「三重県個人情報保護条例」を遵守するとともに、「三重県環境学習情報センターの管理に関する基本協定書」第 12 条に基づく「個人情報保護に関する事項」に従い適切な管理を行った。
また、個人情報保護に関する研修会を行った。

⑤ その他の業務

- ・春のキッズエコフェア、Mieこどもエコフェア、秋のキッズエコフェアについては、シャトルバスの運行により、CO₂の排出削減と渋滞緩和に努めた。
- ・センターのキャラクター「エコぞう」を活用し、ツイッター(短文発信)の運用を開始した。

(2) 施設の利用状況

環境学習情報センターの利用者数

- ・目標 25,500 人
- ・実績 29,454 人 (平成 22 年度実績 28,557 人)

	主催講座	出前講座	社会見学	一般見学	フリー来館	交流会	行事等	合 計
回数	86	116	37	24	-	20	31	314
人数	1,986	7,681	2,420	500	3,993	355	12,519	29,454

2 利用料金の収入の実績

- ・施設等の利用料 14,700 円(研修室等の利用が 12 回あり、うち 11 回は減免対象として無料で許可した。)
- ・その他の収入 187,360 円(各種講座の材料費等)

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収 入 の 部			支 出 の 部		
	H22年度	H23年度		H22年度	H23年度
指定管理料	46,837,000	35,435,000	事 業 費	41,959,728	31,791,988
利用料金収入	26,000	14,700	管 理 費	5,179,087	3,912,374
その他の収入	73,810	187,360	その他の支出	0	0
合 計 (a)	46,936,810	35,637,060	合 計 (b)	47,138,815	35,704,362
収支差額(a)-(b)	△ 202,005	△ 67,302			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	57,300
---------	--------

4 成果目標とその実績

成果目標	1 環境教育参加者数	25,500 人
	2 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	7,400 人
	3 指導者養成を目的とした講座受講者数	1,100 人
	4 講座参加者の満足度	90%
	独自で定めた成果目標	
	・一般の県民を対象とした環境学習参加者数	2,700 人
	・「センター通信」等の情報発信数	365 回

成果目標に対する実績	1 環境教育参加者数	29,454 人(115.5%)
	2 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	8,120 人(109.7%)
	3 指導者養成を目的とした講座受講者数	1,530 人(139.1%)
	4 講座参加者の満足度	83%~100%(平均 99.4%)
	独自で定めた成果目標	
今後の取組方針	・一般の県民を対象とした環境学習参加者数	2,937 人(108.8%)
	・「センター通信」等の情報発信数	375 回(102.7%)
	1 平成 23 年度は小中学校の社会見学が減少したため、平成 24 年度は小中学校を対象とした広報活動を強化するとともに、講座内容の充実を図る。	
	2 センター主催の Mie こどもエコフェア等については、引き続き、企業、団体等の様々な主体と連携して行い、地域の環境イベントとして定着を図る。	
	3 スキルアップ講座などの指導者養成講座の受講生に、主催講座等の講師の補助を経験させるなど、実践的な養成の場を提供していく。	
	4 地域や学校などで、環境学習に取り組んでいる企業、団体等と情報交換や連携を行い、講座内容を充実させることで参加者の増加を図る。	
	5 ツイッターなどの電子媒体の活用を積極的に行うことで、新たな層に対しセンターの利用を促す。	

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメンート
	H22	H23	
1 管理業務の実施状況	B	B	各種講座や出前講座の実施、社会見学等の受入れ、イベントの開催や各種イベントへの出展、広報誌・メールマガジンの発行など環境保全に関する普及啓発を行うとともに、展示室、実習室、研修室等施設の維持管理を行った。
2 施設の利用状況	B	B	平成 23 年度から、新たに「秋のキッズエコフェア」を開催し、施設の利用者増につなげることができた。その結果、環境教育参加者数の目標 25,500 人に対し 29,454 人の利用があった。(115.5%達成)
3 成果目標及びその実績	A	B	全ての成果目標を達成するとともに、独自で定めた成果目標についても目標を達成した。対前年度についても、「指導者養成を目的とした講座受講者数」が約 47% 増加、「環境教育参加者数」も約 3% 増加したものの、「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」は約 4% 減少した。なお、「講座参加者の満足度」は、昨年度と同様の水準を維持した。

※評価の項目「1」の

評価 :

「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 業務計画を順調に実施している。

「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。

「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」

「3」の評価 :

「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 当初の目標を達成している。

「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

	<p>① 成果目標 独自で定めた成果目標を含め、6つの目標を達成することができた。</p>								
	<p>② 残されている課題 ・小中学校の社会見学が減少傾向にあるため、学校側のニーズを把握し、魅力ある体験プログラムの開発を行う必要がある。 ・センター外での主催講座や出前講座については、各地域の状況や特色を踏まえた内容とし、その充実や拡大を図る必要がある。 ・イベント等の開催にあたっては、多様な課題に対応できるようにするとともに、体験メニューを増やすなど内容の一層の充実を図りながら、地球温暖化対策等環境に配慮した運営を行う必要がある。</p>								
	<p>③ 平成24年度の成果目標 <table> <tr> <td>・環境教育参加者数</td> <td>26,000人以上</td> </tr> <tr> <td>・児童・生徒を対象とした環境教育参加者数</td> <td>7,800人以上</td> </tr> <tr> <td>・指導者養成を目的とした講座受講者数</td> <td>1,200人以上</td> </tr> <tr> <td>・講座参加者の満足度</td> <td>90%以上</td> </tr> </table> </p>	・環境教育参加者数	26,000人以上	・児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	7,800人以上	・指導者養成を目的とした講座受講者数	1,200人以上	・講座参加者の満足度	90%以上
・環境教育参加者数	26,000人以上								
・児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	7,800人以上								
・指導者養成を目的とした講座受講者数	1,200人以上								
・講座参加者の満足度	90%以上								
総括的な評価	<p>独自で定めた成果目標 <table> <tr> <td>・一般的な県民を対象とした環境学習参加者数</td> <td>2,700人以上</td> </tr> <tr> <td>・「センター通信」等の情報発信数</td> <td>365回</td> </tr> </table> </p>	・一般的な県民を対象とした環境学習参加者数	2,700人以上	・「センター通信」等の情報発信数	365回				
・一般的な県民を対象とした環境学習参加者数	2,700人以上								
・「センター通信」等の情報発信数	365回								
	<p>④ 県民の平等利用の確保 講座の開催にあたっては、地域のバランスを考慮して実施した。また、センターから遠隔の学校、公民館からの出前講座の依頼にはできる限り対応し、地域の特色を生かした講座を開催した。</p>								
	<p>⑤ 適正な維持管理の実施 展示室、実習室、研修室等施設の維持管理や貸出教材、図書の管理を行うとともに、プロジェクトーやパートーション等備品類の充実を図った。</p>								
	<p>⑥ 施設内の環境保全の取組 照明は必要な箇所のみ点灯するとともに、冷暖房を省エネ温度に設定するなど、省エネ・節電に取り組んだ。</p>								
	<p>⑦ 危機管理体制の確保 ・防災訓練を保健環境研究所と一緒にを行うとともに、危機管理マニュアルの更新を行った。 ・新規採用職員には救命技能を習得させるために、救命救急講習を受講させた。 ・さすまたやカラーボールなどを設置して不測の事態に備えている。 ・イベントの開催にあたっては、最寄の警察署、消防署、病院に緊急時の対応を依頼している。</p>								

2 (3) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成23年度分)

<県の評価等>

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	みえ県民交流センター (津市羽所町700番地アスト津3階)
指定管理者の名称等	みえNPOセンター・ワーカーズコープ グループ代表者 特定非営利活動法人 みえNPOセンター (津市一志町高野160番地514)
指定の期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 施設等の利用に関する業務 2 市民活動促進及び国際化の推進のための業務 3 市民活動に関する情報の受発信に関する業務 4 地域NPO支援組織の連携交流に関する業務 5 利用料金の收受に関する業務 6 施設の維持管理に関する業務 7 その他施設の管理運営上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は一を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H22	H23	H22	H23	
1 管理業務の実施状況	B	B			施設、備品について良好に管理するとともに、節電に積極的に取り組んだ。助成金情報やボランティア情報など利用者から要望の高い情報について、掲示板や情報誌、ホームページでわかりやすく情報提供するとともに、地域市民活動センターと連携したセミナーの開催等により地域の課題に応じた支援や人材育成を行い、県域の市民活動センターとしての役割を果たしている。
2 施設の利用状況	B	B			利用者ニーズに応じた自主企画事業の開催や情報発信、良好な施設環境により、来館者数や利用団体数が指定管理期間の3年間、毎年増加している。当センターに東日本大震災の被災地支援を行う「みえ災害ボランティア支援センター」が設置されたことが利用者数、利用団体数の増加の一因となっている。
3 成果目標及びその実績	B	B			成果目標である「来館者数」「センターが把握する県内のNPO(ボランティア団体・市民活動団体)の増加数」「NPO支援組織が行う人材育成数」のすべてにおいて、成果目標を達成した。

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な施設管理を行い、成果目標をすべて達成しており、着実な管理運営は評価できる。 ・来館者アンケートに加え、主な利用者であるNPO法人が抱えている課題などに対するアンケートを実施し、利用者ニーズに応じた自主企画や情報発信などに取り組み、来館者、利用団体数が指定管理期間の3年間、毎年増加している。 ・市民活動促進、国際化推進にかかる自主企画事業を企画委員会方式で実施するなど、参加団体等の連携や交流につながる効果的な取組ができた。また、地域市民活動センターと共にセミナーを開催し、センター間の連携やスタッフの人材育成につなげることができた。 <p>以上のことから、みえ県民交流センターの指定管理者として着実な管理運営を行い、県域の市民活動センターとしての役割を果たしたと評価できる。</p>

<指定管理者の評価・報告書(平成23年度分)>

指定管理者の名称:みえNPOセンター・ワーカーズコープ

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① みえ県民交流センター管理運営事業の実施に関する業務

- ・センターの総合案内の役割を担うとともに、市民活動やボランティアに関する情報の整備、市民活動団体情報の管理、団体の活動に関する新聞記事の掲示等を行った。
- ・大学等と連携した国際交流フェスティバルの開催や、次世代を担う若者をターゲットにしたシンポジウムの開催、コーヒーファンドによる団体への資金支援、企業との連携など、市民活動等の裾野を広げ、利用者の拡大につながる取組を行った。
- ・情報誌「市民活動・ボランティアニュース」を月1回(各10,000部)発行し、県内の市民活動団体の情報やイベント情報などを発信した。また、ホームページではスタッフブログなどでタイムリーな情報発信を行った。
- ・県内のNPO支援組織が連携交流し、地域のNPO活動が活発になるよう情報交換会を3回開催するとともに、NPO法人会計基準をテーマに地域市民活動センターと共に、2地域で勉強会を開催した。
- ・市民活動団体情報のデータベース事業として、地域市民活動センター等NPO支援組織と連携し、市民活動団体情報の更新・共有を行い、平成23年度末には2,568団体(平成22年度より138団体増)の団体情報をホームページで掲載した。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・利用者が気持ちよく利用できるように、日常的な机・いすなどの整理と清掃、備品の不具合への対応、館内の温度管理などの環境整備、人目につきにくい場所やトイレ等の安全対策に重点をおき、施設及び備品の適切な管理及び維持に努めた。
- ・東日本大震災以降の全国的なエネルギー事業の逼迫を受けて、節電に取り組んだ。
- ・市民活動団体ファイルや蔵書の整理を行うとともに、棚の配置レイアウトの一部を変更など、より利用しやすい環境づくりに努めた。

③ 県施策への配慮に関する業務

- ・人権尊重社会実現のための取組
スタッフの人権研修や接遇マナー研修を行い、正しい知識と理解を深め、窓口対応に活かした。
- ・持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組
環境ISO14001の取組について学び、節電、リサイクル、再生紙の利用など業務の中で環境に配慮した取組を行った。
- ・男女共同参画社会実現のための取組
性別や年齢にとらわれない業務分担をすることによって、各人の個性や能力が発揮できるように配慮した。また、フレキシブルな勤務態勢を取り入れ、だれもが働きやすい環境を整えた。
- ・ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた取組
外国の方や高齢者にもわかるような表示ができているか見直しを行った。センター内に車椅子を設置するとともに、十分な幅の通路を確保できているかにも気を配り、体の不自由な方への配慮をした。
- ・次世代育成支援の取組
子育て世代をターゲットに紙芝居と絵本に関する企画イベントを開催し、市民活動に関わっていない方にも興味をもってもらいやすい環境づくりを行った。
- ・自然災害防災対策、地域安全対策の取組
東日本大震災の発生を受けて、みえ県民交流センター内に設置された「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に協力し、東日本大地震被災地支援募金箱及び紀伊半島豪雨災害被災地支援募金箱を設置し、活動支援を行った。また、災害及び事故等の不測の事態に備えて、消防訓練、避難所誘導訓練に参加し、センターに設置されているAEDの的確な操作方法を学んだ。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・三重県情報公開条例に基づき、公開に関して「情報公開規定」を整備し、確実に対応できる体制を作った。平成23年度は開示請求はなかった。
- ・基本協定書第12条に基づき、センター管理に関して知り得た情報を適切に取り扱い、個人情報が保護されるよう配慮した。

⑤ その他の業務

- ・特になし

(2) 施設の利用状況

みえ県民交流センター(指定管理対象施設のみ)の利用者数

・実績 66,727人 (目標 60,000人)

〔 交流スペース・ミーティングルーム他 62,394人
イベント情報コーナー 4,333人 〕

2 利用料金の収入の実績

実績 1,194,600円

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H22	H23		H22	H23
指定管理料	28,410,000	28,410,000	事業費	23,363,689	22,794,173
利用料金収入	981,400	1,194,600	管理費	8,438,354	8,430,529
その他の収入	2,556,911	2,239,360	その他の支出	0	0
合計 (a)	31,948,311	31,843,960	合計 (b)	31,802,043	31,224,702
収支差額 (a)-(b)	146,268	619,258			

※参考

利用料金減免額	0
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標項目	目標値	実績値
センター来館者数	60,000人	66,727人
センターが把握する県内のNPO(ボランティア団体・市民活動団体)の増加数 (指定管理者が提案した成果目標)	100団体/年	138団体/年
ネットワークに参加している中間支援組織が行う人材育成数	100人/年	225人/年
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者数は指定管理期間3年間継続して増加しており、成果目標を達成することができた。指定管理導入以後、企業も会議や研修に施設を利用できるようになったため、企業の利用数も増加しており、さらに利用拡大のための周知等に努める必要がある。 ・センターが把握する県内のNPO(ボランティア団体・市民活動団体)の増加数は、平成22年度の225団体より減少したものの、関係機関とNPO支援のための基礎情報としての調査の必要性等を共有し、連携して調査を行い、目標を達成することができた。今後は、情報の充実と、調査・共有方法の負担軽減等について検討が必要がある。 ・人材育成については、NPO支援のネットワークにおける中核的な機能を担う地域の人材を育成することをめざし、地域市民活動センターと連携して、地域ニーズに応じた人材育成講座等を実施した。今後もさらに地域との横のつながりを強め、県域の支援センターとしての役割を果たしていく。 	

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	H22 評価	H23 評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> センターの管理業務に関しては、施設、機器、備品について良好な状態で管理できた。また、東日本大震災以降のエネルギー事情の逼迫により、節電に取組成績を上げることができた。危機管理体制、安全面、個人情報管理についても、事務局で定期的に体制を確認し、支障なく運営することができた。 アスト津3階の県施設の総合案内としての役割を十分果たすとともに、スタッフの接遇マナー研修、AED研修、避難誘導訓練などを実施し、来館者の立場に立った運営ができた。 シンポジウムや地域市民活動センターとの共催による会計等に関するセミナー、国際交流フェスティバル、企業の社会貢献パネル展示、NPO相談、市民活動団体の資金づくりの支援など、多様な事業を展開し、利用者層の拡大を図ることができた。 市民活動団体のデータベース化事業において、地域市民活動センターや行政等の協力を得て、256団体の団体情報をデータベースに登録し、NPO支援組織間で情報を共有し、団体の活動支援に資することができた。 地域市民活動センターや行政を訪問し、情報交換を通じて地域の実情や課題を把握することができた。4センターと企画段階から連携し、課題に応じた講座を共催で開催し、連携の強化や地域市民活動センターの人材育成にもつながった。
2 施設の利用状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数、利用団体数は、指定管理期間の3年間で増加し続けている。企業の利用もこの3年間で少しづつ増加し、リピート企業も増えており、利便性の高さと質のよいサービスが提供できている。 コーヒーサービスや利用に応じたポイントカードなどの独自の利用者サービスは定着し、好評を得た。
3 成果目標及びその実績	B	B	<ul style="list-style-type: none"> センター来館者は、平成22年度より約1,700人増となり、目標値の年間60,000人を超え、66,727人であった。東日本大震災や原発事故を受けて各団体の活動が活発になされたことが利用者増につながったと考えられる。 センターが把握する県内のNPOの増加数は138団体となり、目標の100団体を上回った。 ネットワークに参加しているNPO支援組織が行う人材育成数は、目標数100人に対して225人達成できた。地域市民活動センターと共にNPOの運営に関わる人材育成講座の開催や、市町センター等の人材育成講座について相談や情報支援を行った。

※評価の項目「1」の評価
 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価
 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 当初の目標を達成している。
 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括コメント	<ul style="list-style-type: none"> 成果目標をすべて達成し、指定管理期間3年間で来館者数、利用団体数が増加し続けるなど、管理運営面においては、着実に実績を上げることができた。 利用者アンケートやイベント毎のアンケート実施によって利用者ニーズを把握し、イベントの実施にあたっては、NPO団体と連携・協力しながら、ともに企画を進めることができた。 県域の市民活動センターの役割を意識して、各地域のセンターの訪問や情報誌のインタビュー、企業訪問等を通じ、他団体との連携を深め、地域の課題に応じた支援を積極的に展開することができた。 NPOが指定管理者として、県域の市民活動センターの運営を担い、NPOの特性を活かした支援や団体間の連携交流を図る事業を実施してきたことの意義は大きい。NPO支援団体の連携強化、多様な主体との協働の推進、NPOセンター等を担う人材育成など、行政と市民活動団体がともに知恵を出し合い、より連携して取り組んでいくことが今後の課題である。
--------	---

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	みえ県民交流センター(津市羽所町700番地 アスト津3階)
指定管理者の名称等	みえNPOセンター・ワーカーズコープ グループ代表者 特定非営利活動法人 みえNPOセンター (津市一志町高野160番地514)
指定の期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 施設等の利用に関する業務 2 市民活動促進及び国際化の推進のための業務 3 市民活動に関する情報の受発信に関する業務 4 地域NPO支援組織の連携交流に関する業務 5 利用料金の収受に関する業務 6 施設の維持管理に関する業務 7 その他施設の管理運営上必要と認める業務

2 管理業務の実施状況

指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H21	B	・施設、備品について良好に管理するとともに、備品の転倒防止器具の設置やこまめな日常点検、職員研修の実施などにより、安全で快適な施設環境を提供することができた。
H22	B	・市民活動やボランティアに関する情報収集を積極的に行い、HPや情報誌のリニューアルに取り組むなど、利用者の求める情報等の効果的な発信を行った。これらは、センターの総合案内や、NPO相談、各種講座等の企画運営等にも活かされ、利用者サービスの向上につながっていると評価できる。
H23	B	・地域市民活動センターと連携した講座の開催など、NPO支援組織のネットワーク強化と支援力向上につながる取組ができ、県域の市民活動センターとしての役割を果たした。

3 施設の利用状況

指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H21	B	
H22	B	・アンケートによる利用者ニーズの把握、コーヒーサービスやポイント制度の実施、地域市民活動センターと連携した講座や企業との連携などにより、利用者層の拡大を図り、3年間続けて来館者数が増加したことは評価できる。
H23	B	

4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	85,230,000	事業費	66,910,438
利用料金収入	4,969,500	管理費	27,830,026
その他の収入	5,300,981	その他の支出	0
合計 (a)	95,500,481	合計 (b)	94,740,464
収支差額 (a)-(b)	760,017		

※参考

利用料金減免額	0
---------	---

5 成果目標及びその実績

指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績				
		成果目標項目	目標値	H21実績値	H22実績値	H23実績値
H21	B	センター来館者数	60,000人	63,027人	65,027人	66,727人
H22	B	センターが把握する県内NPO(ボランティア団体・市民活動団体)の増加数	100団体	274団体	225団体	138団体
H23	B	(指定管理者が提案した成果目標) ネットワークに参加している中間支援組織が行う人材育成数	100人	139人	1,162人	225人
全期間におけるコメント						
3年間を通じ、成果目標をすべて達成するとともに、来館者数については、毎年増加しており、適切な施設管理や多様な事業展開が利用者ニーズをとらえた結果と評価できる。						
中間支援組織が行う人材育成数については、平成21年度に間接的な支援にとどまった反省から、平成22年度から地域の市民活動センターと共にNPO人材の育成講座を開催し、地域のNPO支援組織のスタッフの支援力の向上にもつながった。						

6 総括評価

- 施設、備品について良好に維持管理を行い、安全や環境に配慮した施設運営を行うことができた。
- NPOが指定管理者となることにより、利用者である市民活動団体のニーズや課題を十分把握でき、ニーズに応じた施設運営や講座等を開催することができた。
- NPOの柔軟性やネットワークを活かすこと、強化することを念頭に事業企画を検討し、参加団体の連携や交流にもつながるよう事業を実施することができた。
- 県域の市民活動センターとして、地域のNPO支援組織と情報や課題の共有を行い、地域の課題に応じた支援に取り組み、地域の団体の力量の向上に寄与することができた。

以上のことから、NPOとしてのノウハウを生かした管理運営・事業展開により、利用者満足度の高い施設運営ができたと評価できる。

※ 「2 管理業務の実施状況」の自己評価 : 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※ 「3 施設の利用状況」
 「5 成果目標及びその実績」の自己評価 : 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 当初の目標を達成している。
 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※ 県の評価 : 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

2 (4) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成23年度分)

<県の評価等>

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県交通安全研修センター（津市垂水2566番地）
指定管理者の名称等	財団法人三重県交通安全協会 会長 余野部克治（津市栄町1丁目954番地）
指定の期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①三重県交通安全研修センターの運営業務 ②三重県交通安全研修センターの維持管理業務 ③三重県交通安全研修センターの管理上必要な業務 ④その他の業務（人材育成等）

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H22	H23	H22	H23	
1 管理業務の実施状況	B	B			交通安全教育については、教職員を対象とした交通安全教育指導者研修、交通安全学習フェスタ、夜間研修の実施など、創意工夫を凝らした事業を開催するとともに、パブリシティ及びマスメディアを活用した集客・PRを行い、交通安全意識の高揚を図る機会の提供に努めている。また、施設や設備の維持管理については、毎日の始業前点検、打合せの徹底により、施設の快適な利用と効率的な運営の保持に努めるとともに、アンケート調査により利用者の声を把握し、来館者へのサービスの向上に努めている。さらに、経費の節減を意識して事業を実施する等コスト削減にも努めている。
2 施設の利用状況	B	B			個人利用については、日曜日等は家族連れ等の利用が多いが、平日の利用は少ないことから、免許取得・更新等のための運転免許センターへの来館者や付添者に対して、研修センターの利用案内を行い、利用拡大に努めている。団体利用については、子ども向け、ドライバー向け（一般、高齢者）など、それぞれ特性に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しており、幼児から高齢者までの幅広い層に利用されている。なお、遠隔地である等の理由から来所が容易ではない団体等に対して、依頼に応じて出前研修を実施している。
3 成果目標及びその実績	B	B			成果指標である「センター利用者数（出前研修を除く）」、地域や学校、職域など日常生活に身近なところで交通安全教育を実施する指導者を養成し、県内全域の交通安全教育のレベルアップを図るために実施している「指導者養成・資質向上講座受講者数」、来訪者へのアンケートによる「利用者満足度」のすべての項目において、目標を達成した。

※「評価の項目」の県の評価

「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」（空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	○成果目標である「センター利用者数（出前研修を除く）」、「指導者養成・資質向上講座受講者数」、「利用者満足度」のすべての項目において目標を達成した。特に、利用者満足度は高い評価を得ており、利用者のニーズに合致した内容の交通安全研修を提供しているものと認められる。また、指定管理者が独自に設定している目標についても、12項目中10項目の目標を達成している。しかし、団体利用者数、高齢者・福祉団体等利用者数については、目標を達成できなかったことから、引き続き利用を図るためのPRに努める必要がある。 ○施設の老朽化が進む中、研修水準を維持するために日常点検を徹底するとともに、専門の業者に定期的な保守管理を委託するなど、適切な維持管理を行っている。また、簡易な修繕については、可能な限り職員で実施するなど、コスト縮減に取り組むとともに、新たな機器を導入し研修内容の充実を図るなど、利用者のサービス向上にも努めていることは評価できる。 ○アンケートの実施により利用者の声を把握することに努めるとともに、外部の有識者等からなる「事業内容等評価検討委員会」や研修利用団体の代表を交えて交通安全教育の内容・手法について検討を行う「交通安全教育手法研究会」を開催し、その結果を業務改善やサービス向上に役立てていることは評価できる。
	以上のことから、施設の維持管理については、コスト縮減を図りながら利用者のサービス向上への努力姿勢が見られ、県民にとって利用しやすい施設として適切に運営されていると認められる。また、指導者養成・資質向上事業の実施により、市町の交通安全教育活動を支援するとともに、県内の交通安全教育の核として交通安全教育のレベルアップに寄与しているものと認められる。 今後は、目標を達成できなかった団体利用者、高齢者・福祉団体等利用者数を増加するため、企業や団体へのPR、センターの魅力を積極的にアピールするための事業の実施、参加・体験型施設、無料施設としての利点を活かした研修事業の実施、運転免許センターへの来訪者の誘導など、県内全域からのさらなる利用者拡大への取組を期待する。

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

①交通安全研修センター運営事業の実施に関する業務

- (1) 交通安全に関する教育の実施
 - ・参加・体験・実践型の交通安全研修事業
 - 研修対象者別交通安全教育事業
 - 社会的弱者に視点をおいた交通安全研修事業
 - 家族連れ等個人利用者の体験研修事業
 - ・指導者養成・資質向上事業
 - 地域・団体・職域等での交通安全指導者の養成・資質向上事業
 - 遠隔地等での出前型交通安全教育(地域活動)事業
 - 地域での出前型交通安全研修
 - 地域交通安全啓発事業
 - 交通安全各種県大会の支援

- (2) 交通安全に関する情報及び資料の収集及び提供
 - インターネット(ホームページ)を活用した情報発信
 - 機関紙を通じた情報発信
 - 利用促進のための広報・PR活動の実施
 - 各種交通安全イベントの開催
 - 展示スペースを活用した交通安全情報の掲示、特設コーナー(自転車シミュレータ)の設置

- (3) 調査研究事業
 - 交通安全対策に関する調査・研究
 - 交通安全教育手法研究会の開催
 - 交通事故等分析資料の収集と活用

- (4) 事業評価
 - 事業内容等評価検討委員会による評価検証
 - 団体利用者(団体研修受講者)及び一般来場者に対するアンケートの実施

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・毎日、始業前点検及び打合せを励行し、各施設が常に快適に使用でき、安定した運営が保持できるように努めた。また、専門の外部事業者との委託契約により定期的な保守管理を行った。
- ・交通公園遊具の修繕、車両等研修用具のほか、スキッドコース(清掃保守点検により早期の修繕が必要と判断された部分)及び視聴覚機器の修繕等を実施した。

③県施策への配慮に関する業務

・人権尊重のための取組

特定の利用者が不快に感じたり不利益を被るような表現・行為を行わないことを職員に徹底するとともに、身体に障がいのある方や高齢者、外国人等の来場者へのサポート、セクハラや暴力、言葉の暴力等人格を無視する行為を許さない明るい職場環境の醸成に努めた。また、三重県人権センターの視聴覚教材を活用し、職員の人権問題に関する意識の高揚を図った。

・持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組

団体研修の実施等に際し、アイドリングの自粛やエコドライブの促進を図るとともに、休憩時の節電等に取り組み、利用者をはじめ職員の環境保護に対する意識の高揚とその実践に努めた。また、ごみの分別、再生紙の利用、コピーの両面印刷等、省資源化に取り組んだ。

・男女共同参画社会実現への取組

「事業内容等評価検討委員会」委員に女性委員(3名)を委嘱し、女性の視点からの意見の把握と反映に努めた。また、女性の交通安全教育指導員3名を配置し、幼児・高齢者・外国人等に対して、きめ細やかな女性の能力を発揮した事業の実施に努めた。

・次世代育成支援対策への取組

子ども連れ利用者が親子で楽しく交通安全について学べるようきめ細かい対応に努めるとともに、交通安全アニメビデオの上映会を実施するなど、親子で利用しやすい環境づくりに努めた。また、子どもを交通事故から守るため、保育園(所)、幼稚園、小学校等の団体研修や出前研修では、指導者向け研修や体系的な安全教育を行うとともに、親子三世代で参加できるイベント「楽しく学ぼう!交通安全学習フェスタ」を開催した。

・ユニバーサルデザイン(UD)のまちづくりに向けた取組

中学生を対象とした団体研修実施時に、UDとバリアフリーの違いや、施設や交通安全環境におけるそれぞれの平等性・公平性について確認してもらい、UDに対する周知と意識の高揚を図った。また、用品等の購入に際し、UD商品を選定するなど、UDの推進に取り組んだ。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

・「三重県交通安全研修センターの管理に関する情報公開実施要領」を定め、情報公開実施の体制を整えている。また、個人情報保護についても、基本協定書別記4「個人情報の保護に関する事項」を遵守し対応している。さらに、これらの取組の一環として、三重県が行う実務研修に参加し、個人情報の取り扱い及び情報公開に対する理解と研鑽に努めている。(※平成23年度中における開示請求はなし。)

⑤その他の業務

・危機管理対策会議を開催し、研修センター危機管理マニュアルの周知を図るとともに、同マニュアルに基づき、各自が担当する任務を迅速に遂行する体制を整備した。また、三重県運転免許センター庁舎消防計画及び三重県交通安全研修センター危機管理マニュアルに基づき、運転免許センターとの合同防災訓練を実施した。

(2)施設の利用状況

	平成23年度目標	平成23年度実績	達成率
センター利用者数（人）	40,000	40,272	100.7%
一般利用者数（人）	33,350	35,005	105.0%
団体利用者数（人）	6,150	4,709	76.8%
団体利用数（団体）	300	404	134.7%
指導者養成・資質向上講座受講者数（人）	500	558	111.6%
地域活動事業（人）	5,600	12,760	227.9%
出前研修（人）	1,350	7,451	551.9%
地域啓発活動（人）	4,250	5,309	124.9%

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H22	H23		H22	H23
指定管理料	41,968,000	41,968,000	事業費	12,282,285	10,235,804
利用料金収入	0	0	管理費	27,146,715	27,168,084
その他の収入	5,440	4,882	その他の支出	0	0
合計 (a)	41,973,440	41,972,882	合計 (b)	39,429,000	37,403,888
収支差額 (a)-(b)	2,544,440	4,568,994			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	なし
---------	----

4 成果目標とその実績

(1)成果目標

目標項目	目標値	目標に対する実績
(研修事業)		
センター利用者数(出前研修を除く)（人）	40,000	40,272
(指導者養成・資質向上事業)		
指導者養成・資質向上講座受講者数（人）	500	558
(その他)		
利用者満足度（%）	95	95.95

(2)指定管理者独自の数値目標

目標項目	目標値	目標に対する実績
(研修事業)		
団体利用者数（人）	6,150	4,709
高齢者・福祉団体等利用者数（人）	600	425
(地域活動事業・出前研修)		
地域活動事業回数（回）	36	71
(情報提供・広報PR事業)		
ホームページアクセス回数（回）	13,500	31,544
ホームページ更新回数（回）	10	29
広報紙発行回数（回）	4	4
施設を利用した県民へのPR事業の実施回数（回）	2	2
(調査研究事業)		
交通事故情報等の収集・分析等を行い、調査研究をする回数（回）	1	2
指導者研修追跡調査回数（回）	1	1
(その他)		
利用後の意識の変化度（%）	98	99.58
事業評価検討委員会（回）	1	1
交通安全教育手法研究会（回）	1	1

今後の取組方針

成果目標については、3項目全てにおいて目標数値を達成し、独自に設定した目標については、12項目中10項目の目標を達成することができた。目標を達成した項目については、引き続きサービスの向上を図り、目標を達成できなかった団体利用者数、高齢者・福祉団体等利用者数については、施設の利用促進のために企業や団体、学校等へのPR活動を充実していく。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H22	H23	
1 管理業務の実施状況	B	B	・アンケート調査により利用者の声を把握し、来館者への一層のサービス向上と効率的な運営・維持管理に努めた。 ・パブリシティ及びマスメディアを活用した効果的な広報PR・フェスタの実施運営・出前研修など地域活動を積極的に展開し、交通安全意識の高揚を図る機会の提供を拡大することができた。
2 施設の利用状況	B	B	・個人利用は、日曜日等は子ども連れ等で多くの利用があるが、平日の利用は少なく、免許取得・更新等の来館者・付添者に対し、研修センターの利用案内を配布して、施設利用の働きかけを実施し、利用の拡大を図った。 ・利用者向上の取組として、電動アシスト自転車・自転車シミュレータの導入を行い、より良い施設利用を図ることができた。
3 成果目標及びその実績	B	B	・平成23年度は第2期指定管理の最終年として指導者の育成に積極的に取り組むとともに、PR(アウトリーチ活動)にも努め、各種機器を導入して新たな研修に取り組んだ。成果目標については、センター利用者数、指導者養成・質向上講座受講者数、利用者満足度、すべての項目において目標値を上回った。また、独自に設定した項目も12項目中10項目において目標値を上回った。

※評価の項目
「1」の評価 :

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目
「2」「3」の評価 :

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 当初の目標を達成している。
 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価

- ・成果目標に対する達成度は、センター利用者数は40,272人(目標値40,000人)、指導者養成・質向上講座受講者数は558人(目標値500人)、利用者満足度は95.95%(目標値95%)であり、すべての項目において達成することができた。
 独自に設定した目標項目については、団体利用者数(実績値4,709人、目標値6,150人)、高齢者・福祉団体等利用者数(実績値425人、目標値500人)の2項目で目標を達成することが出来なかったが、特に交通弱者に対しては、出前型研修においてフォローした(出前型研修受講者7,451人、目標値1,350人)。平成24年においては目標を達成できるようPRに努めたい。
- ・第2期目の指定管理者制度の最終年となる平成23年度は、新たな研修センターの取組をアピールすべく、パブリシティやマスメディアを活用した広報啓発を行うとともに、経費の節減を意識した事業実施、用紙のペーパーレス化や再利用等の徹底を図るなどコストの縮減を図った。
- ・『ドライブレコーダー』の研修車両への登載、『簡易型シミュレーション(エコナビ)』を使用した研修、『自転車シミュレータ』及び『電動アシスト自転車』の導入を行い、改正道路交通法に対応した取組、高齢者をはじめとした歩行者・自転車利用者など交通弱者の交通安全、地域での交通安全指導者の育成に重点を置いた研修の実施と情報発信に努めた。
- ・独自の取組として、「楽しく学ぼう！交通安全学習フェスタ」、「交通安全夜間特別研修(交通安全ナイトスクール)」を実施し、幼稚園・小中学校・高等学校・高齢者(団体含む)・各地区交通安全協会等の協力の他、パブリシティを活用した集客・PRを行うなど、事業実施の創意工夫に努めた。
- ・指導者養成資質向上研修の取組として、昨年に引き続き学校の夏季休業期間中に「教職員を対象とした交通安全指導者資質向上研修」、地域ボランティアとして街頭指導等を行っている地域交通安全活動推進委員・高齢者交通安全指導員などへの指導者資質向上研修を実施するなど、様々な機会を通じての指導者養成・資質の向上に努めた。
- ・外部の有識者からなる「事業内容等評価検討委員会」を開催し、事業全般について評価・検証を行うとともに、有識者や主要な利用団体代表を交えての「交通安全教育手法研究会」を開催し、交通安全教育の内容・手法についても検討を行った。これらの検証・検討結果については今後の事業改善に活かしていくこととしている。
- ・地震防災対策など危機管理に対する取組として、危機管理マニュアルに従い、非常防災訓練を行い、非常時の誘導経路の確認等を行った。
- ・県施策の実現に対する寄与として、人権尊重社会の実現に向けた取組、男女共同参画社会実現に向けた取組、次世代育成支援に向けた取組、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組に努めた。
- ・個人情報保護及び情報公開について、関係法令を遵守した運用に努めた。

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県交通安全研修センター（津市垂水2566番地）
指定管理者の名称等	財団法人三重県交通安全協会 会長 余野部克治（津市栄町1丁目954番地）
指定の期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①三重県交通安全研修センターの運営業務 ②三重県交通安全研修センターの維持管理業務 ③三重県交通安全研修センターの管理上必要な業務 ④その他の業務(人材育成等)

2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H21	B		施設の管理においては、研修水準を維持するため、毎日の始業前点検等の徹底を図り各施設の快適な利用と安定した運営の保持に努めるとともに、簡易な保守等については職員自身が実施するなど修繕料等のコスト削減を図ることができた。
H22	B		また、交通安全教育の実施については、夜間研修の実施や交通安全学習フェスタの開催のほか、高齢者の交通事故発生状況を踏まえて「交通安全シルバーナイトスクール」を実施するなど、創意工夫を凝らした事業を展開しており、県民の交通安全意識の向上に寄与できたものと評価している。
H23	B		

3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H21	B		団体利用については、幼児から高齢者までの幅広い層に利用されており、それぞれの特性に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施している。遠隔地である等の理由から来所が容易ではない団体等に対しては、依頼に応じて出前研修を実施している。
H22	B		また、個人利用については、日曜日等は家族連れ等の利用が多いが、平日の利用が少ないことから、免許取得・更新等のための運転免許センターへの来館者や付添者のより一層の利用拡大を期待する。
H23	B		

4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	125,904,000	事業費	36,869,580
利用料金収入	0	管理費	83,397,714
その他の収入 (過年度法人税等引当戻入収入、預金利息等)	1,327,710	その他の支出	0
合計 (a)	127,231,710	合計 (b)	120,267,294
収支差額 (a)-(b)	6,964,416		

※参考

利用料金減免額	0
---------	---

5 成果目標及びその実績

指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績				
		成果目標項目	目標値	H21実績値	H22実績値	H23実績値
(1) 成果目標						
H21	B	センター利用者数(出前研修を除く)(人)	(H21) 40,000 (H22) 40,000 (H23) 40,000	41,411 592	40,531 669	40,272 558
		指導者養成・資質向上講座受講者数(人)	(H21) 500 (H22) 500 (H23) 500			
		利用者満足度(%)	(H21) 95 (H22) 95 (H23) 95	95.76	95.80	95.95
		(2) 指定管理者独自の数値目標				
		団体利用者数(人)	(H21) 6,100 (H22) 6,150 (H23) 6,150	5,020	4,908	4,709
		高齢者・福祉団体等利用者数(人)	(H21) 550 (H22) 600 (H23) 600	732	618	425
		地域活動事業回数(回)	(H21) 36 (H22) 36 (H23) 36	93	98	71
		ホームページアクセス回数(回)	(H21) 13,500 (H22) 13,500 (H23) 13,500	17,400	16,957	31,544
		ホームページ更新回数(回)	(H21) 10 (H22) 10 (H23) 10	31	41	29
		広報紙発行回数(回)	(H21) 4 (H22) 4 (H23) 4	4	4	4
H22	B	施設を利用した県民へのPR事業の実施回数(回)	(H21) 2 (H22) 2 (H23) 2	4	3	2
		交通事故情報等の収集・分析等を行い、調査研究をする回数(回)	(H21) 1 (H22) 1 (H23) 1	1	1	2
		指導者研修追跡調査回数(回)	(H21) 1 (H22) 1 (H23) 1	0	1	1
		利用後の意識の変化度(%)	(H21) 98 (H22) 98 (H23) 98	98.38	98.40	99.58
		事業評価検討委員会(回)	(H21) 1 (H22) 1 (H23) 1	1	1	1
		交通安全教育手法研究会(回)	(H21) 1 (H22) 1 (H23) 1	1	1	1
		全期間におけるコメント				
		成果目標については、毎年度、すべての項目において目標を達成している。また、指定管理者が独自に設定している目標についても、毎年度、12項目中10~11項目の目標を達成しており、概ね目標を達成していると評価している。				

6 総括評価

- ・成果目標(センター利用者数、指導者養成・質向上講座受講者数、利用者満足度)については、毎年度、すべての項目において目標を達成している。また、指定管理者が独自に設定した項目12項目についても、毎年度、概ね目標を達成している。
 - ・ドライブレコーダーや自転車シミュレータなど、ニーズに応じた新しい機器を導入し、改正道路交通法に対応した取組、高齢者をはじめとした歩行者・自転車利用者など交通弱者の交通安全対策及び地域での交通安全指導者の育成に重点を置いた研修を実施している。
 - ・独自の取組として、「交通安全学習フェスタ」、「交通安全夜間特別研修(交通安全ナイトスクール)」、高齢者の交通事故発生状況を踏まえての「交通安全シルバーナイトスクール」等、創意工夫を凝らした事業の実施に努めている。
 - ・研修受講者へのアンケート調査で高い満足度を得ている。また同時に、利用者のニーズや研修効果の把握に努めるとともに、外部の有識者等で構成する「事業内容等評価検討委員会」及び「交通安全教育手法研究会」を開催し、研修センターの運営の改善に役立てている。
 - ・施設・機器の老朽化が進む中、研修水準を維持するため、毎日の始業前点検等の徹底を図り各施設・機器の快適な利用と安定した運営の保持に努めるとともに、簡易な保守等については職員自身が実施するなど修繕料等のコスト削減に取り組んでいる。
- こうしたことから、全期間を通して、利用者にとって使いやすい施設としての運営を行い、コスト縮減と利用者へのサービスの向上が図られたと評価できる。今後は、県内の交通安全教育の核として、市町が推進すべき交通安全教育を支援していく必要がある。

「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 業務計画を順調に実施している。

「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 当初の目標を達成している。

「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

※「2 管理業務の実施状況」の自己評価 :

「5 成果目標及びその実績」の自己評価 :

※ 県の評価 :

3 指定管理候補者の選定過程の状況について

(1) 三重県交通安全研修センター

1. 概要

三重県交通安全研修センターについては、平成18年9月から指定管理者制度を導入し、管理運営を行っていますが、現在の指定管理期間が平成25年3月末で終了することから、現在、平成25年4月からの次期指定管理者の募集・選定手続きを進めています。

指定管理候補者を公正かつ適正に選定するため、外部の有識者等で構成する三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会（委員長：公認会計士 安井広伸氏）により、審査・選定を行います。

平成24年7月22日に開催された第1回選定委員会において審査基準及び配点表等を決定した後、募集を行ったところ、2団体から申請書の提出がありました。

今後、選定委員会を開催し、指定管理候補者を選定します。

2. 進捗状況

7月22日	第1回選定委員会 (募集要項の決定、審査基準及び配点表の決定)
8月 6日～8月21日	募集要項の配布
8月28日	現地説明会の開催
8月29日～9月 4日	質問事項の受付期間
9月10日～9月14日	申請書類の受付期間
9月29日	第2回選定委員会（ヒアリング審査）

3. 応募等の状況

現地説明会への出席団体数 2団体

申請書の提出があった団体数 2団体

・中部安全サービス保障株式会社

・財団法人三重県交通安全協会

(※申請書の受理順)

4. 事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

別紙1及び別紙2のとおり

5. 今後の予定

(1) 指定管理候補者の決定

10月7日 第3回選定委員会（最終審査、指定管理候補者の選定）

(2) 指定管理者の指定

平成24年第2回三重県議会定例会11月会議の議決を経て指定します。

(3) 協定締結の締結

平成25年2月から3月の間に締結します。

(4) 指定期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間

【参考】

(1) 選定委員会委員名簿（順不同・敬称略）

委員長 安井広伸 公認会計士

副委員長 蓮花一己 帝塚山大学心理学部長

委員 杉井ひろ子 津市交通安全対策会議交通教育プロバイダ

委員 辻淳子 社会福祉法人清翠会 わかすぎ第二保育園園長

委員 納米伸行 公募委員

(2) 審査基準及び配点表

別紙3のとおり

三重県交通安全研修センター事業計画書の要旨

申請者名	中部安全サービス保障株式会社
1. 管理運営方針	<p>(1) 管理運営の総合的な基本方針について ※三重県交通安全研修センターの管理運営方針として 弊社は、交通安全教育指針(平成10年国家公安委員会告示第15号)に基づき、三重県交通安全研修センター条例等の内容を踏まえ、下記の『8つの基本方針』に基づき管理運営します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県民の安全な生活の確保のためにも、研修センターの設置目的に沿った、交通安全対策の推進に寄与する管理運営を実施します。 ② 三重県全域で交通安全研修センターの研修事業を出張展開し、研修センターにリピーターとして来館してもらえる、県民に愛される交通安全研修センターにします。 ③ 新しい時代の「公」を担う企業として、利用の平等性を確保します。 ④ お金をかけるのではなく、知恵と工夫と行動と県民(利用者)の声を武器とし、善い交通安全研修センターに改善します。 ⑤ 専門分野の職員だけでなく、何でも出来るマルチな人材を育成し、職員で出来る事は職員で実施し、外部委託費の削減をします。 ⑥ 研修センター外部にて監査・チェック体制をとり、健全な管理運営体制とします。 ⑦ 指定管理者制度の利点を生かし、効果的・効率的な管理運営を追求します。 ⑧ 三重県の交通安全教育の核としての機能を充実させ、役目・役割を果たします。 <p>(2) 利用者の公平、公正な利用について 弊社は、利用者の公平、公正な利用について下記のように実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 配置する社員の事前研修、契約期間中のアフター研修(年2回)を実施します。 ② 月に1回以上の現場における指導を実施します。 ③ 上記の研修(教育)及び指導体制により、利用者へのサービスの向上に努めます。 (均一したサービスを提供します。)
2. 運営業務に関する計画	<p>(1) 交通安全に関する教育の実施に関する業務 ア 参加・体験・実践型の交通安全研修事業について 弊社は、民間でしか出来ない、『楽しく、わかりやすい、交通安全教育』を実施したいと考えます。研修カリキュラムは、要求されている15プログラムを実施します。 弊社として、特に力を入れて実施していきたいターゲットは、①保育所児童・幼稚園児②小学生(低学年)③小学生(中学年)④小学生(高学年)⑤高齢者であると考えています。 弊社が今まで培った防犯セミナーでのノウハウを役立て、三重県の交通安全教育に貢献していくと考えています。</p> <p>イ 指導者育成・資質向上事業について 交通安全の指導者は、交通安全の知識・技術が重要であるという考えを後として、人に教える者としての基本ノウハウから指導していきます。 安全教育の内容としては、歩行者・自転車に限定し、弊社の重要なターゲットと同じ子供と高齢者についてやさしく指導・教育ができるように育成します。</p> <p>ウ 遠隔地等での出前型交通安全教育(出前研修)事業について 弊社が考えた研修センターでの研修プログラムは、出前研修においても同じ内容・クオリティで出来るようにいたします。 会場に人が集まっていたければ、ターゲット別に研修が出来るようにします。</p> <p>(2) 施設の運営に関する業務 ア ホームページを活用した情報発信について 情報提供及び広報PR事業の核として、インターネットにてセンターホームページの活用及び充実をはかります。県民誰もが、必要な情報を即時に入手でき、また、ホームページを見て、研修センターに来館したくなるような、楽しくて面白くて役に立つホームページに変えています。</p> <p>イ 展示スペースの活用について 展示スペースの活用については、交通安全に関する情報の掲示及び特設コーナーの設置等を基本に考えますが、弊社としてはイベント会場としても使用したいと考えています。</p> <p>イベントとは、公開交通安全セミナー(子供編・高齢者編)の開催 及び 交通安全啓発ビデオ上映会場(プロジェクター使用)として使用も考えています。</p> <p>ウ 案内人(交通安全ガイド)の配置 案内人交通安全ガイドを4Fの屋内展示スペースに1名以上を営業時間内に配置します。 マルチスタッフ(安全教育・施設管理業務担当)を案内人対応が出来るように育成し、必要に応じ配置できる体制をとります。</p>

	(3)県が示す成果目標及び独自数字目標の達成について 成果目標:①センター利用者数(出前研修除く)、②指導者育成・資質向上講座受講者数 ③利用者(研修受講者)満足度 及び 弊社が独自に設定した数値目標を達成させます。						
	(1)施設の維持管理に関する業務 施設の維持管理については、現状の管理状況に基づき実施します。 但し、設備の老朽化による整備不能の物及びメーカーでの修理不能製品もあるので、日常点検を重視して、できるかぎり使用を維持できるように努力をします。 (2)個人情報保護、情報公開について ア 個人情報保護 弊社は、平成20年12月8日に社団法人中部産業連盟様よりプライバシーマーク付与認定があり平成22年12月22日に第1回の更新審査に適合をしました。 【19000384(02) JIS Q15001:2006準拠】 プライバシーマークについては、弊社の業務・部門の全てが対象となっていますので、この業務においても適切に取扱いをします。 イ 情報公開 情報の公開については、三重県情報公開条例の規定に基づき、三重県交通安全研修センターの管理に関する保有する情報について、公開に関する規定を整備し、公開します。研修センターにて保有した情報の管理方法として、必ず管理職以上が管理します。又、情報の取扱いは個人情報の保護に準じて実施します。情報公開までの流れについては、三重県のシステムに沿って実施します。尚、公開の方法については、センター内掲示コーナー及びセンターホームページを利用して公開していきたいと考えます。 (3)県の施策への配慮について ①人権尊重社会実現のため、職員をはじめ、パート職員にも年に2回、前期と後期に各1回、人権について会社にて、教育を実施します。 ②男女共同参画社会実現のため、女性職員を積極的にセンターに配置します。又、公正な人事配置を実施します。 ③次世代育成支援の推進として、子育て支援のための、フレックスタイム制を導入します。 又、育児休暇等の会社規則の整備を実施します。 交通安全研修プログラムも、幼児・小学生等に重点を置き、親子で学べる研修プログラムの導入をしていきます。 ④持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動として、ゴミの分別回収の徹底をします。又、グリーンマーク購入法及びエコマークの推進をし、センター内外で使用する物は出来る限り、環境にやさしい製品を吟味して使用します。 (弊社、ISO14001の運用管理規程に準拠させる)						
3. 管理業務に関する計画	(1)組織図 <pre> graph TD A[三重県交通安全教育センター センター長] --> B[三重県交通安全教育センター 副センター長兼施設管理主任] A --> C[本社 経理・人事・ 管制業務統括] B --> D[安全教育主任] B --> E[安全教育係] D --> F[マルチスタッフ (4名)] D --> G[出前研修 スタッフ] </pre> <table border="1"> <tr> <td>(1)組織図</td> <td>(2)人員</td> </tr> <tr> <td>①研修センター人員 i. センター長 ii. 副センター長兼施設管理主任 iii. 安全教育主任 iv. 安全教育係 v. マルチスタッフ 4名 計 8名</td> <td>②出前研修人員 i. 出前研修スタッフ 3名 計 3名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※合計 11名</td> </tr> </table>	(1)組織図	(2)人員	①研修センター人員 i. センター長 ii. 副センター長兼施設管理主任 iii. 安全教育主任 iv. 安全教育係 v. マルチスタッフ 4名 計 8名	②出前研修人員 i. 出前研修スタッフ 3名 計 3名	※合計 11名	
(1)組織図	(2)人員						
①研修センター人員 i. センター長 ii. 副センター長兼施設管理主任 iii. 安全教育主任 iv. 安全教育係 v. マルチスタッフ 4名 計 8名	②出前研修人員 i. 出前研修スタッフ 3名 計 3名						
※合計 11名							

收支 計 画 (千 円)	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
		38,958	38,958	38,958	
指定管理料		38,958	38,958	38,958	
収入合計		38,958	38,958	38,958	
管理費		25,137	25,137	25,137	
事業費		11,347	11,347	11,347	
消費税		1,261	1,261	1,261	
支出去合計		37,745	37,745	37,745	

(様式5)

三重県交通安全研修センター事業計画の要旨

申請者名	財団法人三重県交通安全協会 (代表者: 会長 余野部 克治)
1 管理運営方針	<p>平成7年5月の開所以来、約17年間にわたり大きな事故もなく安全・安心・快適な利用を提供できるよう努めてまいりました。</p> <p>今後も時代の変化、社会的使命に対応し、次の通りの運営に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童からご高齢の方々までを対象に、効率的・効果的な施設運営を行うと共にライフステージに応じた段階的・体系的な交通安全教育を行います。 ・施設の効用を十分發揮できる組織のネットワークを活用して、市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携を進め交通安全事業を展開します。 ・業務の遂行にあたっては、コンプライアンス及び環境保全に配慮した施設運営の徹底に基づいた、安全管理と利用者の安全確保を徹底し、公平・公正な運営を行います。 ・全ての利用者様に対して公平なサービスが提供できるよう、遠隔地等への出前や、身体に障がいをもたれている方に配慮した利用者様の目線に合わせた対応に努めます。 ・現状分析や問題点の把握に努めると共に事業評価と成果の検証をおこない、合理化と期待効果のある運営に努めます。
2 運営業務に関する計画	<p>施設の特性を活かし「聞いて・見て・体験する」交通安全研修を実施して、県民の皆さまの交通安全意識の高揚と、県民の皆さまが主体となる交通安全社会の実現を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通弱者、社会的弱者の方へ視点を置いた体系的な交通安全研修の推進に努めます。 ・公平な交通安全研修を受ける機会を提供するため、アウトリーチ活動として出前研修等を実施するとともに、利用者様のニーズに応じた研修の実施に努めます。 ・交通安全活動、交通安全教育を促進していくためには、交通安全指導員の養成が重要であることから、指導対象に応じた研修ケリキュラムを充実させ、今後指導していく上で一助となる力を付けることができる研修を展開します。 ・関係機関、団体と連携し、交通安全に関する情報の収集を行うと共に、研修センターから関係機関広報紙やコミュニティ情報誌をはじめ、色々な媒体による情報発信を行い、県民の皆さまへの利用促進と生活の中での交通安全意識を根付かせる環境づくりを進めます。 ・全県的な組織ネットワークを活用し、参加・体験・実践型の交通安全教育の重要性をご理解していただくと共にセンター施設の効用を最大限に発揮できるよう、利用者の拡大に努めます。 ・センターが県内の交通安全教育の中核施設として機能すると共に、交通安全教育に取組む関係機関・団体等が効率的、効果的に教育の成果を上げることが出来るように地域の交通安全指導者や関係機関・団体等とのネットワークを構築します。

	<p>研修センター創設以来約17年間にわたり、管理運営を行ってきましたが、教習車・一部の事務機器を除き、創設当時のままの設備・機器を、修理・修繕を重ねながら推移しており、現在までにその状況は随時報告しているところであります。既にメーカーからの部品供給が不可能な機器もあり現在に至っています。この間、利用者の安全確保を第一に良好な状態を維持し運営してきた実績とノウハウを踏まえて適切な運営に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスの徹底は管理業務を行う上で最低条件であることから、職員の一人ひとりにそのマインドを徹底し、利用者様に「安心」「信頼」いただける体制を確立します。 ・自然災害や研修中の事故等を想定し、利用者様の安全確保を第一とした危機管理の徹底に努めます。 ・最小の経費で最大の効果を発揮できる効率的な運営と創意工夫を行い経費の縮減、エコに努めます。 ・職員による日常点検・清掃、外部専門業者による定期点検を実施し、予防修繕・早期対応に心掛けた清潔で良好な利用環境の維持に努めます。 				
3 管理業務に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・開所以来、三重県交通安全研修センターを運営してきたノウハウを最大限に生かし、安定したスムーズな管理運営ができるよう人員配置計画に努めます。 ・統括責任者1名、スタッフ及び案内人7名 計8名 を常勤雇用の上ローテーションにて勤務いたします。 ・出前研修及び特別研修実施の際は、研修センター指導経験者、交通安全アドバイザー経験者等臨時職員 8名のバックアップ体制により効率的な事業の展開に努めます。また、一部スタッフをマルチ化し業務全般にあたり、業務のフラット化と迅速化を図り、人的資源を有効活用いたします。 　なお、専門業務の一部を外部委託で行います。 　その他、当協会より随時、必要に応じたバックアップを行い、しっかりしたサポートに努めます。 				
収支 計画 千円	年度	25年度	26年度	27年度	備考
	収入合計	38,958	38,958	38,958	
	指定管理料	38,958	38,958	38,958	
	支出合計	38,958	38,958	38,958	

運営コストの縮減努力等による余剰金は、次年度以降の事業に再投資し、サービスの向上を図ります。

別紙3

三重県交通安全研修センター指定管理者審査基準及び配点表

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

審査項目	審査基準	備考	配点
①管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針及び3年間の方向性（ビジョン）が、県の運営方針と合致しているか	1(3)	10
②利用者の公平、公正な利用	事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとれているか	〃	10
③企業（団体）の社会的責任	企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境配慮への対応は適切か	〃	10
④現状に対するアセスメント	的確な現状把握や課題把握が行われ、適切な対応（改善方法）が提案されているか	〃	10
	小計		40

2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

審査項目	審査基準	備考	配点
①交通安全に関する教育の実施に関する業務	参加・体験・実践型の研修に關し、適切な方策が提案されているか 教育等の現場における指導者に対する効果的なサブカリキュラムが作成されているか 指導者養成・資質向上事業に關し、適切な方策が提案されているか 遼隔地等への出前型研修に關し、適切な方策が提案されているか	4(1) I 〃 〃 〃	20 20 20 10
②施設の運営に関する業務	ホームページの管理・運営及び情報発信に關し、効果的で具体的な方策が提案されているか 展示スペースの活用に關し、効果的な方策が提案されているか 案内人（交通安全ガイド）の配置に關し、利用者からみて、適切な提案となっているか ガイドブックの作成に關し、創意工夫にあふれた提案がなされているか 一般利用者の属性調査の実施に關し、有効で具体的な提案がなされているか 交通安全グッズの作成（検討）等について、適切な提案がなされているか 事業や企画が具体的で独創性があり、センターの魅力をアピールできる内容となっているか 利用者を拡大するための具体的な方策が提案されているか 施設の魅力を積極的にPRするための効果的で具体的な広報の取組が提案されているか	4(1) II 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	10 20 20 10 10 10 30 30 30
③交通安全に関する情報・資料の収集・提供に関する業務	教材・教育プログラムの開発（作成）及び提供に關し、適切な方策が提案されているか 各種調査・研究の充実に關し、適切な方策が提案されているか	4(1) III 〃	20 20
④市町等に対する支援及び機能向上、連携交流に関する業務	ネットワークの構築・センター機能の向上、連携交流の促進に關し、より効果的で具体的な方策が提案されているか 市町等に対する支援に關し、より効果的で具体的な方策が提案されているか	4(1) JV 〃	30 10
⑤利用者サービス向上につながる独自の提案	施設の機能を十分に活用し、利用者サービスの向上に繋がる具体的な提案がなされているか 施設の効用を高めるため、地域の団体等との連携が具体的に提案されているか	4 全般 〃	30 10
⑥事業評価、利用者の声の把握と管理運営への反映体制	事業に対する評価・検証の体制、利用者の声の把握及び事業への反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	4(1) VI	10
⑦県が示す成果目標の達成方策	成果目標を達成するための具体的な方策が提案されているか	4(2) ア	30
⑧申請者が提案する独自の成果目標・数値目標	利用促進・サービス向上・経費縮減等の目標が適切に設定されているか。また、目標を達成するための具体的な方策が提案されているか	4(2) イ	10
	小計		410

3 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

審査項目	審査基準	備考	配点
①施設の維持管理に関する業務	施設・機器・備品等の維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか	4(1) V	10
②利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の発見やその堆積	利用者の安全確保、事故防止策について、適切な提案がなされているか 危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置について、適切な提案がなされているか	4(1) VI 〃	10 10
③危機管理体制や緊急時の対応	研修や訓練など平常時の対策は適切な提案がなされているか 緊急時等における危機管理体制について、適切な提案がなされているか	〃 〃	10 10
④個人情報保護、情報公開	個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	3(3)、(4)	10
⑤県の施策への配慮	人権尊重、男女共同参画など、県の施策について配慮された提案となっているか	3(5)	10
	小計		70

4 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

審査項目	審査基準	備考	配点
①法人等の組織体制、勤務体制	事業計画書に沿った管理運営を実施するための人員の確保は適切であるか 事業計画書に沿った管理運営を実施するため、適切な組織体制や責任体制の提案がなされているか 提案事業内容が実施できる人員配置、勤務体制となっているか	4(1) VI 〃 〃	10 10 10
②人材育成方針、研修体制	職員の人材育成に繋がる人材育成方針となっているか、また研修計画が効果的かつ適切なものとなっているか	〃	10
③法人等の財政的基盤	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか	—	10
	小計		50

5 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

審査項目	審査基準	備考	配点
①収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか 提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか	6 〃	10 10
②コスト削減の考え方	実効性があり、かつ、創意工夫がある経費の方策が提案されているか	〃	10
	小計		30

※「備考欄」は募集要項の主な開拓項目です。審査項目とは、必ずしも1対1で対応するものではありません。
審査は、事業計画書の審査及びヒアリングを実施して、総合的に行います。

合計	600
----	-----

4 「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握に係る緊急調査」 (私立学校分) の結果について

文部科学省からの調査依頼（8月1日付け）を受けて、県教育委員会による公立学校での調査とあわせて、県内私立学校に対し緊急調査を実施した結果は下記のとおりでした。

1 調査の概要

(1) 調査の趣旨

いじめの早期発見、早期解消につなげるよう、緊急に各学校におけるいじめの認知件数等を把握する。

(※「いじめ」の定義：当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない)

(2) 調査の内容

いじめの認知件数等及びいじめ問題への特色ある取組

(3) 調査対象

小学校（2校）、中学校（10校）、高等学校（通信制除く：13校）及び特別支援学校（1校）

2 調査の結果（詳細は【別紙1】のとおり）

(1) いじめの認知件数等（平成24年度当初から調査時点まで） 41件
(※上記の内いじめが解消しているもの：23件)

(2) いじめの様態別内訳（1案件につき複数回答あり）

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 | 29件 |
| ②仲間はずれ、集団による無視をされる。 | 10件 |
| ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 | 8件 |
| ④ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。 | 1件 |
| ⑤金品をたかられる。 | 1件 |
| ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 | 4件 |
| ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。 | 2件 |
| ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 | 3件 |
| ⑨その他 | 0件 |

3 今後の対応

今回の調査により認知されたいじめの案件のうち、解消にいたっていなものについては、各学校における取組を注視し、情報収集を行なながら、解消に向け助言・指導を行ってまいります。

4 その他

今回の調査では、文部科学省から要請のあった上記の調査内容（【別紙1】）に加え、公立学校に求められた詳細調査項目（【別紙2】）についても、県独自に実施しました。

いじめ問題への取組に対する総点検、いじめの実態把握、校内研修、学校と警察の連携等、今回の調査結果を踏まえ、各学校におけるいじめの問題への取組改善に向けて、助言・指導を行ってまいります。

緊急調査の結果

I. いじめの認知件数等

(1) いじめの認知件数(平成24年度当初から、今回の調査の時点まで)

内訳				
	小	中	高	特別支援
41 件	14	14	13	0

(2) 上記(1)のうち、いじめが解消しているものの件数

23 件	10	8	5	0
------	----	---	---	---

(3) 上記(1)について、いじめの態様別の件数(複数回答可)

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

29 件	6	10	13	0
10 件	2	3	5	0
8 件	3	2	3	0
1 件	1	0	0	0
1 件	0	1	0	0
4 件	1	2	1	0
2 件	1	1	0	0
3 件	0	1	2	0
0 件	0	0	0	0

II. いじめ問題への取組(自由記載)

(質問)貴校において実施している、いじめ問題への特色ある取組がありましたら、お教えください。

※主な取組(抜粋)

【小学校】

- ・全校児童に毎日家庭で生活日記を書くことを徹底している。その日記を翌日担任に提出する。その日のうちに担任がコメントを記し、保護者も確認するように約束されている。いじめ対策で実施しているわけではないが、いじめ早期発見、早期対応に役立っている。

【中学校】

- ・学校のメールアドレスを教育相談専用窓口として設置して、保護者に周知している。
- ・常勤のカウンセラー等からの教員研修を実施している。
- ・校内に相談箱を設置して生徒からの相談を受け付けている。

【高校】

- ・担任や教科担当、クラブ顧問などが何か気に掛かることが出た場合、他の担当、担任などと情報を共有し、学年主任、相談室の学年担当などが協力して対応するようにしている。いじめにかかわる様なことは早期の段階で生徒指導部が関わり対応するようにしている。
- ・いじめ防止対策として、ロングホームルームの時間を使い、年2回（6月・10月）生活アンケートを行っている。

取組詳細調査の結果(公立での実施項目を任意で実施)

【別紙2】

※個別に学校が特定されることがあるため学校種別の内訳は示していません。

I. いじめ問題への取組に対する点検について

設問	設問内容	回答項目	件数
1	貴校において、いじめ問題への取組について、点検項目を設け、定期的に点検していますか。(年に1回以上)	1. はい 2. いいえ	13 13
1-②	点検項目はどこが作成したものですか。	1. 学校が独自に作成したもの 2. その他	13 0
1-③	どの程度の頻度で点検していますか。	1. 年1回 2. 年2~3回 3. 年4回以上	5 8 0
1-④	誰が点検していますか。	1. 全教職員 2. 管理職や生徒指導主事等の一部の教職員のみ	3 10
1-⑤	点検結果やそれによって分かった課題について、全教職員で共有していますか。	1. はい 2. いいえ	11 2

II. いじめの実態把握に関するアンケート調査について

2	平成23年度中に、全児童生徒を対象とした、いじめの実態把握に関するアンケート調査を行いましたか。	1. 実施した 2. 実施していない	15 11
2-②	平成23年度は、どの程度の頻度で、いじめの実態把握に関するアンケート調査を実施しましたか。	1. 年1回 2. 年2~3回 3. 年4回以上	8 7 0
2-③	いじめの実態把握に関するアンケート調査はどのような方法で実施しましたか。(複数回答可)	1. いじめに特化したアンケートを実施 2. 生活アンケート等の中で、いじめを把握	6 11
2-④	上記のアンケート調査は記名式ですか、無記名式ですか。(複数回答可)	1. 記名式 2. 無記名式 3. 選択式	6 10 0

III. いじめを把握したときの対応について

3	いじめを把握したとき、いじめを発見した者だけで抱え込むことなく、速やかに共有し、組織的な対応を図るようにしていますか。	1. はい 2. いいえ	26 0	
3-②	いじめを把握したとき、速やかに保護者に連絡していますか。	ア)いじめる児童生徒 イ)いじめられた児童生徒	i) 主に家庭訪問・面会により保護者に連絡している。 ii) 主に電話等により保護者に連絡している。 iii) 把握後すみやかには連絡していない。	17 9 0
3-③	いじめを把握したとき、速やかに私学課に連絡していますか。		i) 主に家庭訪問・面会により保護者に連絡している。 ii) 主に電話等により保護者に連絡している。 iii) 把握後すみやかには連絡していない。	17 9 0
			1. はい 2. いいえ	12 14

IV. いじめの問題に関する校内研修について

4	平成23年度中に、いじめの問題に関する校内研修を実施しましたか。(複数回答可)	1. いじめの問題に特化して実施した。 2. 生徒指導等の研修として、いじめの問題にも触れて実施した。 3. 実施していない。	4 14 9
---	---	---	--------------

V. 学校における管理・指導体制の在り方

設問	設問内容	回答項目	件数
5	貴校における生徒指導上の具体的な事案に関して、校長に対する報告や連絡はどのような形で行われていますか。	1. 生活態度や友人関係の気になる変化など、具体的な事案につながるおそれのある兆候の全てを、定期的に校長にまで報告するよう努めている。 2. 生活態度や友人関係の気になる変化など、具体的な事案につながるおそれのある兆候のうち特に報告すべきと考えるものをお校長にまで報告するようにしている。 3. 具体的な事案が生じてから報告が行われている。 4. その他(具体的に)	8 17 1 0
6	児童生徒の日頃の行動や態度などについて、学級内・学年内にとどまらず、職員会議等の場で情報の共有化が図られていますか。	1. 毎日 2. 週に1~3回程度 3. 月に2~3回程度 4. 月に1回程度 5. 上記以外	3 1 5 13 4
7	指導上配慮を要する児童生徒の進級、進学又は転学等に際して、学級担任等の教員間での引き継ぎは適切になされていますか。	1. 指導記録等の資料を用いて引継ぎを行っている。 2. 指導記録等の資料は用いずに口頭により引継ぎを行っている。 3. 教員間の引継ぎは行っていない。	20 6 0
8	いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確にしたものを作成者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努めている。	1. はい 2. いいえ	6 20

VI. 学校と警察の連携について

9	犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけではなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応していますか。	1. 暴力行為をはじめ犯罪の可能性のあるものはすべて通報している。 2. 犯罪の可能性のあるもののうち、特に重篤と考えるものに限定して通報している。 3. 特に通報していない。	2 15 9	
10	いじめや暴力行為等に関して、貴校と警察との円滑な連携や情報共有のための仕組みがありますか。(複数回答可)	1. 学校から警察への連絡対象事案を示す等、警察との連携事案を策定している。 2. 情報の相互交換をするために、協定等を交わしている。 3. 警察との連携を円滑に行うために学校の担当窓口を明らかにし、警察側の担当窓口についても承知している。 4. その他(具体的に)	4 2 13 4	
11	学校警察連絡協議会を開催していますか。	1. はい 2. いいえ	8 18	
11-②	具体的にどのように開催していますか。	ア)学校の構成員(複数回答可) イ)警察の構成員(複数回答可) ウ)開催頻度	i) 校長 ii) 教頭等 iii) 生徒指導担当教員 i) 警察署長 ii) 生活安全課長等 iii) 少年係長等 i) 年に1回 ii) 年に2~5回程度 iii) 年に6~11回程度 iv) 月に1回以上	4 0 8 0 0 8 0 5 3 0 0

VII. その他

13	貴校において、法務省人権擁護局が実施する「子どもの人権SOSミニレター」を配付しましたか。(小学校、中学校、特別支援学校(小学部及び中学部)及び中等教育学校(前期課程)に限る。)	1. はい 2. いいえ	11 2
----	---	-----------------	---------

5 「文化交流ゾーン」を構成する各施設の連携強化について

1. 現状と課題

平成26年の新県立博物館の整備を契機に、美術館を含めた総合文化センターの周辺地域を「文化交流ゾーン」と捉え、文化芸術活動や生涯学習活動の中核的な拠点機能を充実する必要があります。

これまで「文化交流ゾーン」の形成に向けて、効果的な情報発信や共通テーマによる連携モデル事業の実施等に取り組んできましたが、各施設が連携した総合的な事業展開や集積の効果が十分には發揮できていない状況です。

このため、各施設の連携を一層強化して相乗効果を高め、集積の効果を發揮する観点から、「文化交流ゾーン」を構成する各施設の運営のあり方を検討する必要があります。

2. 進め方

連携強化のためのワーキングを設置し、各施設の特性等をふまえた具体的な連携方策や施設の運営手法等について検討します。なお、ワーキングは部内の関係職員で構成し、外部の有識者のご意見もお聴きしながら進めます。

<調査・検討事項>

- ・ 先進事例
- ・ 具体的な連携方策
- ・ 施設の運営手法
- ・ 取組スケジュール

など

3. スケジュール

「文化交流ゾーン」の総合的な事業展開を進めるためにはゾーンを構成する施設を一体的に運営することが望まれることを踏まえ、総合文化センターの次期指定管理がスタートする平成27年度を目途に新たな運営の手法を導入する方向で検討を進めたいと考えています。

平成24年度 連携強化のためのワーキングにおける調査・検討

平成25年度
～平成26年度 具体化のための準備（平成26年度は指定管理者の選定）

平成27年度 連携強化に向けた取組の開始

6 新県立博物館の整備について

(1) 新県立博物館の活動と運営に係る取組状況

① 活動

「ともに考え、活動し、成長する博物館」の実現に向け、県民・利用者との「協創」や多様な主体との「連携」により、開館後における活動方針及び事業の構築を進めるとともに、展示についても、別紙1のとおり資料の調査や収集、標本づくり等を行っています。

また、“わたしの博物館”づくりに向けたプロジェクトとして、「新県立博物館みりよく発信隊」「建設現場見学会」「みんなでつくる博物館会議 こども会議」といった県民参画型のプロジェクト（MMMプロジェクト）を開催しています。

(平成24年9月までの主な取組実績)

- ・ 7／25～9／2 移動展示「海の恵みとにぎわい～英虞湾と熊野灘から～」開催
共催：志摩市教育委員会、会場：志摩市歴史民俗資料館、来場者2,405名
- ・ 7／31 三重大学連携「子ども向けの自然科学教室」開催
共催：三重大学、会場：大学付属施設平倉演習林（津市美杉町）、参加者25名
- ・ 8／25 シンポジウム「志摩の自然を活かす～地域と大学と博物館の連携から～」
共催：三重大学、会場：志摩市磯部生涯学習センター、来場者201名
- ・ 9／5 障がい者団体との意見交換（第7回）
- ・ その他（県内博物館との連携）

三重県博物館協会（事務局：県立博物館）との連携により、自然災害時の博物館園の被災に対応する規約の制定など県内博物館間の連携基盤を整備するとともに、同協会創立40周年事業を平成26年に新県立博物館において行うためのワーキンググループの設置等検討の開始。

(今後の主な予定)

- ・まちかど博物館との連携展示の実施に向けた協議の開始（11月予定）
- ・資料収集や展示に活用するための「三重のくらしの記録写真収集プロジェクト」、「三重の食文化・お正月料理プロジェクト」の実施
- ・こども会議（11／4予定）、みんなでつくる博物館会議（2月予定）を開催

② 運営

新県立博物館の運営主体、開館形態、運営体制等について、周辺施設との協議や他県事例の調査に加え、経営向上懇話会等からも意見を聴取しながら、検討を進めています。

※詳細は別紙2のとおり

これらについての検討案をもとに、引き続き意見をいただきながら関係機関等との協議を進め、今年度中に方針を明確にします。

(2) 新県立博物館の整備にあたっての「7項目」に係る取組状況

「7項目」については下表のとおり取組を進めており、特に、民間の参画による経営基盤確立のため、企業等との連携・協力促進に向けた取組について重点的に進めています。

項目	取組状況
県費負担の削減	多様な収入を確保するための方策の一つである、企業からの寄附・協賛に係る制度設計を進めています。 金額設定や特典措置等の詳細が固まり次第、企業訪問等を行って依頼し、収入の確保を図ります。
広報体制強化	前年度に引き続き、新県立博物館の開館時期や取組概要について知つていただくための広報を実施しています。 また、より多くの県民の方に「わたしの博物館」と思っていただけるよう、県民参画型プロジェクトである「MMMプロジェクト」を開催しています。
外部有識者による委員会	平成24年7月24日(火)に本年度1回目の「新三重県立博物館(仮称)経営向上懇話会」を開催し、「新県立博物館の運営形態に関する考え方」等について意見をいただきました。
民間の参画による経営基盤確立	新県立博物館の活動と運営にあたっての重要なパートナーである民間企業との連携促進に向け、寄附・協賛といった資金的な協力だけでなく、展示や各種イベントでの協働、広報や誘客での連携等、様々な観点からの連携実現に向けた具体的メニューをとりまとめました。 ※詳細は別紙3のとおり 順次、企業訪問等を行い、この連携のためのメニューを寄附・協賛といった資金的な協力とあわせて依頼し、民間の参画促進を図ります。
現博物館の解決策	偕楽公園内に立地する現博物館の扱いについて、地元自治体である津市との協議を継続しながら解決策を検討しています。
自然エネルギーの活用拡大	展示室屋根上部への太陽光パネル(当初計画 20kw+追加 100kw)設置について、本年7月に着工しており、来年3月に完了する予定です。 また、総合文化センター立体駐車場への連絡ブリッジ屋根上部へ太陽光パネル(2.5kw)設置を、平成25年度に実施する予定です。
金銭価値で示せない影響・効果	博物館評価に係る学識経験者等との勉強会を行っているほか、(財)日本科学協会 笠川科学研究助成金を活用して、地域社会への影響・効果を数値等で表すための項目の洗い出し等を行う等、評価と改善の仕組みづくりを進めています。

新県立博物館 基本展示（常設展示）製作 進捗状況

新県立博物館の基本展示（常設展示）では、多様で豊かな三重の自然と歴史・文化のあらましを分かりやすく紹介します。

三重の特徴的な自然環境である大杉谷・大台ヶ原、鈴鹿山脈、伊勢湾、東紀州・熊野灘の自然を展示室の四隅に配し、その中で育まれた人・モノ・文化の交流史を中心で展開します。

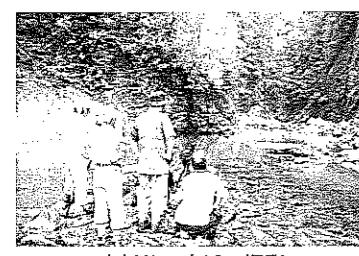
また、山、盆地、平野、磯の4つの視点から人のくらしと自然の関わりを考えるコーナーを配置し、空間全体で総合的な展示を行います。

現在、平成25年春の建物竣工後の本格的な展示工事の開始に向けて、研究者や県民のみなさん、地域の団体等の協力や参加を得ながら、展示に関する地域の調査や資料の収集、展示模型等の詳細な検討などを進めています。

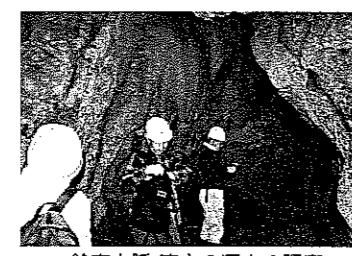
○三重の多様で豊かな自然

～大杉谷・大台ヶ原、鈴鹿山脈、伊勢湾、東紀州・熊野灘の自然調査～

展示室の四隅に配置した迫力あるジオラマなどにより、三重の特色ある自然環境を実感的に感じられる展示を展開します。地域にお住まいのみなさんや県立博物館サポートスタッフ、三重大学など関係諸機関の協力を得ながら、現地調査、標本採集、撮影などを進めています。



大杉谷の自然の撮影



鈴鹿山脈 崖立の洞穴の調査



県立博物館サポートスタッフとの協働による松阪市松名瀬千潟の調査



三重大学練習船「勢水丸」による東紀州・熊野灘の生きもの調査



ミエゾウ全身骨格復元模型

学習交流スペース

○ミエゾウの全身骨格復元研究（学習交流スペース）

交流創造エリアと展示エリアをつなぐ学習交流スペースに、新県立博物館の活動を象徴する展示として「ミエゾウの全身骨格復元模型」を設置します。

ミエゾウ全身骨格復元委員会を設置し、専門家の指導と協力のもと、全国のミエゾウ化石の形態データを収集・分析し、全身骨格を復元するための研究を進めています。



ゾウ化石標本のクリーニング



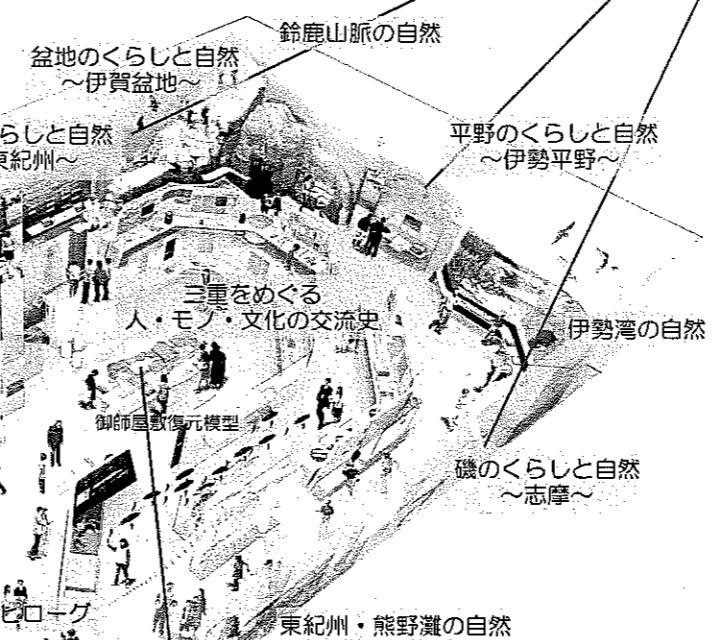
新県立博物館建設地で見つかったゾウ足跡化石調査



新県立博物館建設地での県民参加の化石調査

基本展示

自然の中で人・モノ・文化が育まれた三重を一つの空間で展開



松阪市朝見地区の農業水路保全活動への参加調査と子どもたちへの聞き取り調査（平野のくらしと自然）



志摩市志摩町和具の潮かけ祭りと志摩の海女小屋の実地調査（磯のくらしと自然）



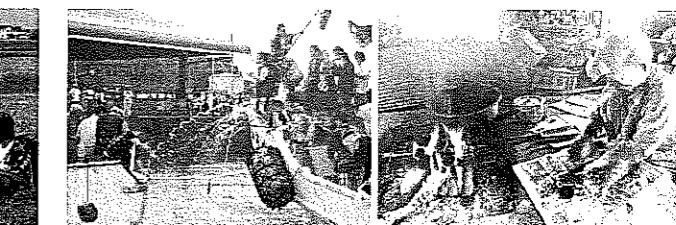
志摩市志摩町和具の潮かけ祭りと志摩の海女小屋の実地調査（磯のくらしと自然）

○くらしと自然の関わりの調査

～山（東紀州）・盆地（伊賀）・平野（松阪）・磯（志摩）～
4つの自然と人・モノ・文化の交流の展示の中間エリアでは、人のくらしと自然の関わりを考える展示を行います。
地域にお住まいのみなさんに協力をいただき、地域の生業やまつりに参加させていただくなど、実地調査を進めていきます。



伊賀市諏訪の虫送りと大江の羯鼓踊りの調査（盆地のくらしと自然）



志摩市志摩町和具の潮かけ祭りと志摩の海女小屋の実地調査（磯のくらしと自然）

○三重をめぐる人・モノ・文化の交流史

～御師屋敷の復元研究など～

展示室中央部では、東西文化の結節点となった三重をめぐる人やモノ、文化の交流史を紹介します。
その中で、江戸時代に全国の伊勢参詣者と神宮をつないだ「御師」の屋敷を復元して展示します。

三重大学との共同研究による御師屋敷の復元研究や、伊勢市内に現存する旧御師邸の調査を進めるなど、復元模型製作のための準備を進めています。



三重大学との共同による御師屋敷の復元研究

外宮旧御師丸岡宗太夫邸の調査（伊勢市）

新県立博物館の運営に係る検討状況

1. 運営主体について

(1) 方針(案)

- ・運営主体については、新県立博物館の運営だけでなく、文化交流ゾーン全体の一体的な運営の視点から検討を行い、整備を進めることができが望ましいという理由から、平成27年度の総合文化センター指定管理者の更新時期にあわせて、運営主体の整備を進めることとします。
- ・このため、新県立博物館については、建物の引き渡しを受ける平成25年度及び26年度は、直営で運営することとします。
- ・直営で運営するにあたり、警備、清掃等の施設管理や案内業務については、業務委託とする方向で進めることとします。
- ・施設管理等の業務委託にあたっては、県民等の施設利用に不便が生じないよう県総合文化センターと連携を図りながら、駐車場管理など共通で管理を行う必要のあるものについては、特に配慮して進めることとします。

(2) 今後の予定

平成25年4月の建物引き渡しを受けてすぐに円滑な施設管理ができるよう、準備を進めるとともに、文化交流ゾーン全体の一体的な運営に関する関係施設等との検討を進め、その結果に応じた対応を行います。

参考：「新県立博物館基本計画（平成20年12月策定）」から（抜粋）

- ・基幹的な業務（調査研究・収集保存・活用発信などの学芸業務、施設運営に関する総務・企画調整業務など）については、県直営で行うこととし、一部業務を指定管理者に委託する方向とします。
- ・効果的・効率的な施設運営に向け、隣接する県総合文化センターとの連携に配慮して、今後、検討を行います。

2. 開館日・開館時間

(1) 方針(案)

- ・休館日については、県民サービスの向上、施設管理の効率性、さらには総合文化センター内の各施設との整合性の観点から、月曜休館を基本とします。
- ・開館時間についても、同様の視点から、総合文化センターの基本の開館時間である9時～19時と整合させるかについて検討を行った結果、以下の方針とします。
 - 学習交流スペースなど県民の活動エリアについては、19時まで開館とします。
 - 展示エリアについては、原則17時まで開館とした上で、開館時間の延長については、夜間等の開催による来館者見込み数と、延長に伴う経費（電

気、受付、警備等) 増加分とのバランスも考慮しながら、土・日・祝日や時期を限定(例えば、夏休み期間や他館事業と連携したテーマの展示開催時など)した実施も検討します。

(2) 今後の進め方

上記の内容について精査、議論をした上で、平成25年度の早い時期に設置条例を上程するとともに、関係規則等を整備するように取り組みます。

参考:「新県立博物館基本計画」から(抜粋)

[開館日・休館日]

- 多くの人が利用するためには、できる限り休館日を少なくすることが考えられますが、資料や展示、施設の適切な管理を行う必要があることから、効率的な運営に留意し、一定の休館日や資料整理日などの特別休館日を設けることを検討します。

[開館時間]

- 開館日と同様、多くの人が利用しやすい開館時間を、管理運営の効率性などを考慮して設定します。
- その上で、季節や曜日、企画展の開催状況などに応じた開館時間の拡大、閲覧・レンタル機能の利用時間の延長や平日夜間の講座開催など、利用者の要望などを把握しながら、柔軟で弹力的な開館時間を検討します。
- 開館日時については、県総合文化センターとの一体的な利用を考慮した設定とともに検討します。

3. 入館料等

(1) 方針(案)

- 基本展示室(常設展)は有料とします。全国の県立級博物館や他の県有文化施設の状況、安定的・継続的な経営に必要な収入確保の観点等を総合的に勘案した結果、一般料金は500円に設定します。
- 高校生・大学生及び65歳以上75歳未満の方は割引(300円)とするほか、小中学生以下、心身に障がいを持つ方やその介護者、75歳以上の方等は無料とします。
- テーマ展示室(企画展)は内容により有料もしくは無料とします。
- エントランスエリア及び交流創造エリア(こども体験展示室、三重の実物図鑑ルームを含む)等は無料とします。
- 入館券の種類としては、通常券のほかに、年間パスポート券、他博物館等との共通チケット、前売券、団体割引制度等を設定します。
- 大学生については、大学とのパートナーシップ制度を整備し、活用を進めます。
- 「家庭の日」については、常設展のみ無料とする等の案を検討します。

(2) 今後の予定

各種入館券の価格設定、減免対象者の範囲、入館券の種類（パスポート券等）等について平成24年度末までに決定し、設置条例及び関連規則等に反映させます。

参考：「新県立博物館基本計画」から（抜粋）

- 多くの人が、気軽に繰り返し利用できるよう、交流創造エリアをはじめ、無料で利用できるスペースを十分に確保します。
- 基本展示・テーマ展示の観覧については、現博物館などと同様、原則的に有料とする方向で検討します。ただし、小中学生や65歳以上の方、心身に障がいを持つ方やその介護者、学校や児童福祉施設による利用については、無料で利用できる方向で、有料とする範囲や料金と合わせて検討を行います。
- その他、資料などの特別利用（例：写真撮影、模造など）に関する料金設定についても、今後、検討を行います。

4. 県民参加組織について

(1) 方針（案）

- 現在活動している県民参加組織として、「県立博物館サポートスタッフ」（登録者数約300名）がありますが、登録者の中にもサポートスタッフ活動に求める役割についてそれぞれ温度差があることや、新県立博物館に関心を持っていただけの層のすそ野拡大が課題となっていることから、サポートスタッフ制度の位置づけや今後の方向性について整理し、平成25年度の早い段階で新たな制度として再編するよう現サポートスタッフ会員と意見交換を進めています。
- すでに展開している「新県立博物館みりよく発信隊」や、今後立ち上げていく予定の「ボランティアスタッフ」「友の会」等も含め、それぞれの役割分担を整理しながら、様々な形で博物館活動に参加できる制度を構築します。

(2) 今後の予定

平成25年度から新体制へ移行することを目標に準備を進めます。

企業との連携については、今後企業訪問等を賛助会員等の協力関係を築くよう取組を進めます。

参考：「新県立博物館基本計画」から（抜粋）

- 博物館のファンや継続的な利用者の拡大、運営資金の拡充などに向け、友の会などの組織や、さまざまな博物館活動に対する協力・支援などを行う後援・協賛組織などの設立についても検討します。

新県立博物館の運営形態について（検討案）

	運営主体	休館日	開館時間
素案	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成 25、'26 年度は直営 ■ 平成 27 年度以降については、文化交流ゾーンの一体的な運営に関する検討結果を踏まえて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 毎週月曜日（祝日の場合は翌日） ■ 年末年始（12/29～1/3） ■ 別途定める日（特別休館日：くん蒸など） ■ 固定するのではなく、夏休み期間や他館事業と連携した期間限定の開館も検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 展示室 <ul style="list-style-type: none"> [火～金] 9:00～17:00 ※ゴールデンウイークや夏休み期間等の多客時については 19:00 まで延長 [土、日、祝] 9:00～19:00 ■ その他（学習交流スペース等） <ul style="list-style-type: none"> [全日] 9:00～19:00 ■ 固定するのではなく、夏休み期間や他館事業と連携した期間限定の時間延長も検討
理由・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文化交流ゾーンの一体的な運営に関する検討を行うこととしており、平成 27 年度の総合文化センター指定管理者更新を機に新たな手法の導入を行う予定であることから、平成 25、26 年度については暫定的に直営で運営を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開館に伴う光熱水費、警備費、人件費等の増大、展示・収蔵資料の修繕・整理等の観点から、休館日は必要 ■ 周辺施設（総合文化センター内各施設）及び他の県有文化施設（県立美術館、斎宮歴史博物館）との整合も考慮（新県立博物館だけ異なることで混乱を招く可能性）《下欄参照》 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合文化センター内各施設との整合《下欄参照》 ■ 交流創造エリアでは、17 時以降の利用が見込まれる ■ 一方、19 時まで開館することに伴う経費の増大を考慮し、展示室は平日 17 時閉館を基本とする
参考データ等		<p>[総合文化センター]</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 毎週月曜日（祝日の場合翌日） ■ 年末年始（12/29～1/3）（県立図書館のみ 1/4 まで） (県立図書館は上記に加えて毎月末及び特別整理期間) <p>[県立美術館]</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 毎週月曜日（祝日の場合翌日） ■ 年末年始（12/29～1/3） <p>[斎宮歴史博物館]</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 每週月曜日（祝日の場合翌日） ■ 年末年始（12/29～1/3） 	<p>[総合文化センター] ※貸館等で使用する場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 総合案内所 9:00～19:00 ■ 施設利用サービスセンター 9:00～21:00（予約受付時間） ■ 文化会館 9:00～19:00 (チケットカウンターは 10:00～) ■ 生涯学習センター 9:00～19:00 ■ フレンテみえ 9:00～19:00 ■ 県立図書館 9:00～19:00 <p>[県立美術館]</p> <p>9:30～17:00（最終入館は 16:30）</p> <p>[斎宮歴史博物館]</p> <p>9:30～17:00</p>

新県立博物館の観覧料について（検討案）

※金額等については検討中のものであり、変更となる場合があります。

	基本展示観覧料	テーマ展示観覧料	セット券(基本展示とテーマ展示を観覧可能)	年間パスポート券
一般 (理由・根拠等)	500円 ・多くの方に、気軽に何回も観覧いただきたいこと ・全国の県立博物館等や県立美術館、斎宮歴史博物館との比較 ・安定的、継続的な経営に必要な収入確保の観点を総合的に勘案し、500円に設定	その都度定める(無料～1,000円を基本)	基本展示十テーマ展示料金の80% ・基本展示も何度も観ていただきたいことから、テーマ展示料金プラス少しの出費で基本展示も観ることができる価格に設定 (例)一般個人、テーマ展示500円の場合 ・別々に買った場合: 500(基本)+500(テーマ)=1,000円 ・セット券の場合: (500+500)×80%=800円 →200円のメリット ・セット券の前売券の場合: (500+500)×80%×80%=640円 →360円のメリット	1,600円 ・基本展示とテーマ展示を観覧可能 ・基本展示を年間1回、テーマ展示を年間3回観ればメリットがある価格設定 (例)テーマ展示(平均500円と想定)を観覧する場合 ・その都度購入 500×1(基本)+500×3(テーマ)=2,000円 ・年間パスポート券を購入 1,600円 →400円のメリット
中学生以下	無料	その都度定める(無料を基本)	その都度定める(無料を基本)	設定なし
高校生・大学生 (理由・根拠等)	300円 ・割引率(60%)については、他の県有文化施設を参考に設定	その都度定める(正規価格の60%を基本) ・割引率については、基本展示の割引率と同様	基本展示十テーマ展示料金の80%	1,000円 ・基本展示とテーマ展示を観覧可能 ・基本展示を年間1回、テーマ展示を年間3回観ればメリットがある価格設定 (例)テーマ展示(平均300円と想定)を観覧する場合 ・その都度購入 300×1(基本)+300×3(テーマ)=1,200円 ・年間パスポート券を購入 1,000円 →200円のメリット
65～74歳 (理由・根拠等)	300円 ・割引率(60%)については、他の県有文化施設を参考に設定	その都度定める(正規価格の60%を基本) ・割引率については、基本展示の割引率と同様	基本展示十テーマ展示料金の80%	1,000円 ・基本展示とテーマ展示を観覧可能 ・基本展示を年間1回、テーマ展示を年間3回観ればメリットがある価格設定 (例)テーマ展示(平均300円と想定)を観覧する場合 ・その都度購入 300×1(基本)+300×3(テーマ)=1,200円 ・年間パスポート券を購入 1,000円 →200円のメリット
75歳以上 障がい者及びその付添者 学校、児童福祉施設としての利用 家庭の日(毎月第3日曜日) 県民の日(4月18日) 団体割引(20名以上) (理由・根拠等)	無料 無料 無料 無料 正規価格 正規価格の80% ・割引率については、他の県有文化施設を参考に設定	その都度定める(無料を基本) 無料 無料 正規価格 無料 正規価格の80% ・割引率については、基本展示の割引率と同様 ・前売り券との併用不可	その都度定める(無料を基本) 無料 無料 正規価格 無料 正規価格の80% ・割引率については、基本展示の割引率と同様 ・前売り券との併用不可	設定なし 設定なし 設定なし 一 一 設定なし
前売り券 (理由・根拠等)	設定なし	正規価格の80% ・団体割引との併用不可	正規価格の80% ・団体割引との併用不可	設定なし
備考	エントランスエリア及び交流創造エリア(こども体験展示室、三重の実物図鑑ルーム等を含む)は無料			
参考データ等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全国の県立博物館等の状況 ○区分 「一般」「大学生(高校生)」「(高校生)小中学生以下」が基本。 65才(または70才)以上を無料としている館あり。障がい者等については、基本的に割引または無料。 ○金額 回答32館平均は約300円。ただし、平成10年以降に開館した11館に限ると、500円が最も多い。 各館とも団体割引を設定。 ■ 県立美術館 ()内は団体(20名以上) <ul style="list-style-type: none"> ・一般 500(400)～1,000(800)円 ・高校生・大学生 400(300)～800(600)円 ・小学生・中学生 無料～500(300)円 ※上記料金で常設展も観覧可能 ■ 斎宮歴史博物館 ()内は団体(20名以上) <ul style="list-style-type: none"> ・一般 330円(260円) ・高校生・大学生 220円(180円) ■ 共通(以下は無料) <ul style="list-style-type: none"> ・中学生以下、高齢者[65歳以上]、障がい者及びその付添、学校・児童福祉施設利用、家庭の日、県民の日 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県立美術館 ()内は団体(20名以上) <ul style="list-style-type: none"> ・一般 500(400)～1,000(800)円 ・高校生・大学生 400(300)～800(600)円 ・小学生・中学生 無料～500(300)円 ※上記料金で常設展も観覧可能 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全国の県立博物館等の状況 回答32館のうち10館でパスポート券を発行。 パスポート券にも区分を設けているところが多く、一般料金が1,000～3,700円の範囲で設定されており、1,500円と設定している館が5館あり、最も多い。 	

企業等との連携促進に向けた取組について（案）

（1）主な連携依頼先

- ・ 県内に本社もしくは事業所がある企業
- ・ 文化振興事業に関心がある企業
- ・ 県出身者が要職にある企業
- ・ 創業者等が県にゆかりがある企業
- ・ 県と各種協定を結んでいる企業
- 等

（2）当面の進め方

- ・ 連携メニュー、依頼先、依頼方法等について、経営向上懇話会委員にも相談しながら内容を固め、隨時企業訪問等を実施します。
- ・ そのため、まずは県や博物館と関係の深い企業や文化振興に理解のある企業等を訪問し、連携に係る依頼を行います。
- ・ その他、広く参画を呼びかけるための取組として、企業が多く集まるイベントへの参加や、各種商工団体等が主催する各種会合での説明等も行います。

（3）主な連携メニュー（例示）

①展示関係

- ・ 各企業の歴史や技術を紹介する「期間限定の企業博物館」や、「三重の産業史」「三重にゆかりのある人物」等を取り上げたテーマ展示への参画（企画段階からの参画、所有する昔の製品・製造機器・写真等資料の寄贈・寄託等）
- ・ 基本展示の「くらしと自然」コーナーで実施する、“県民の皆さんとともに進める資料収集プロジェクト”への参画（創業当時の町並みが分かる写真や当時の世相が分かる資料の寄贈・寄託等）
- ・ 自社で所有する資料等の展示や保存に関するアドバイス

②イベント関係

- ・ 博物館内や企業の事業所等での各種事業の実施（講師の相互派遣や活動・調査フィールドの提供等）
- ・ 企業内研修会や、顧客や地域住民向け会合での各種講演会の実施（館長出張講演会等）

③運営関係

- ・ ミュージアムショップの商品開発や商品提案
- ・ こども体験展示室等で使用する備品や材料、ノベルティ等の提供

④広報、誘客関係

- ・ 店舗等へのポスター・チラシ等の掲示
- ・ 企業ホームページでのリンク先の設定
- ・ 顧客や地域住民向け会合での各種講演会の実施（館長出張講演会等）
- ・ 封筒や各種印刷物への「新県立博物館を応援している」旨の表示
- ・ 自社及び関連会社の従業員の方々や、顧客や取引企業の方々への無料入館券の配布
- ・ 所有する施設との共通チケットの設定（文化・観光施設や周辺店舗との共通割引券等）
- ・ 観光商品や町歩きコースへの組み入れ（「おすすめ観光ルート」等）
- ・ 津駅等からのアクセス面での連携（公共交通機関を利用した際の共通割引券等）

⑤資金的支援関係

- ・ 新県立博物館の整備に対する寄附、活動と運営全般に対する寄附、展示・収蔵資料の保存や修繕に対する寄附
- ・ テーマ展示や各種事業の実施に対する協賛
- ・ コーポレーション・デー（仮称）（※）への参加
（※）任意の日に一定額を協賛いただくことで、その日の来館者全員が入館料無料となる制度
- ・ 企業パートナーシップ（仮称）（※）への参加
（※）一定額を協賛いただくことで、新県立博物館の利用に関する各種特典を受けることができる制度

企業からの資金的支援方策（検討案）

※金額、特典については検討中のものであり、変更となる場合があります。

	寄附(賛助会員)	協賛
概要	新県立博物館の整備、活動と運営全般、展示・収蔵資料の保存・修繕に対する金銭的支援	テーマ展示や各種事業の実施に際しての金銭的支援
金額	[Aコース] 1口 50,000円／年 [Bコース] 1口100,000円／3年 ※単年度限りの寄附(整備に対する寄附等)は、Aコースで実施	該当する展示や事業ごとに決定
特典	<ul style="list-style-type: none"> ・館内、HP、パンフレット等に企業名を掲載 ※特定資料の維持修繕費用としての寄附を希望する場合は、当該資料の周辺に企業名を掲載（記載例）“この資料の維持管理費用は、○○株の寄附により賄われています” ・セット券(基本展示とテーマ展示を観覧可能)の招待券を配付 [Aコース]1口につき5枚 [Bコース]1口につき3枚 ・広報紙(新博物館ニュース)配付 ・テーマ展示内覧会への招待(年3回まで) ・館長懇談会(年1回開催予定)への招待 ・税制上の優遇措置あり(全額を損金算入) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業のパンフレットに企業名を掲載 ・当該事業の招待券配付 ・当該事業の内覧会への招待 ・当該事業の図録配付

	コーポレーション・パートナー(仮称)	企業パートナーシップ(仮称)
概要	企業の記念日などに一定額を協賛いただくことで、その日の来館者全員が観覧料無料	一定額を支払うことで、新県立博物館の利用に関する各種特典を受けることが可能
金額	5口集まった日に実施(先着順) 平日 1口 40,000円／日(×5=200,000円) 土日祝 1口 50,000円／日(×5=250,000円) GW、夏休み等多客時は2倍 平日 1口 80,000円／日(×5=400,000円) 土日祝 1口100,000円／日(×5=500,000円)	企業等の規模により 1口 50,000円／年～100,000円／年
特典	<ul style="list-style-type: none"> ・HP及びメールニュース等での告知 ・協賛看板の設置 ・広報媒体の配付(当日、来館者全員に協賛者からの広報媒体を配付) 	<ul style="list-style-type: none"> ・セット券(基本展示とテーマ展示を観覧可能)及び年間パスポート券の招待券を配付 ・「セット券」は1口につき10枚 ・「パスポート券」は1口につき5枚 ・従業員は団体割引価格(80%)で入館可能(証明書を提示) ・従業員は各種セミナーや講座を優先的に受講可能(証明書を提示) ・従業員はミュージアムショップ10%割引(証明書を提示) ・広報紙(新博物館ニュース)配付

(参考) 県内他館の状況

《三重県総合文化センター：協賛会員》	
概要	事業協賛：財団が実施する各事業に賛同し、当該事業の実施に際して支援 一般協賛：財団の趣旨・目的・実施事業に賛同し、包括的に支援
金額	事業協賛：500,000円以上／事業 一般協賛：1口100,000円／年
特典	<ul style="list-style-type: none"> ・Mニュース、HPへの名前・広告掲載 ・エントランスへのパネル掲示 ・施設利用料割引 ・招待チケット提供 ・チケット優先予約・割引 ・文化情報提供 ・税制上の優遇措置あり（限度額あり）

《県立美術館：三重県立美術館協力会法人会員》	
概要	三重県立美術館協力会の活動・運営への賛助
金額	50,000円／年
特典	<ul style="list-style-type: none"> ・展覧会、講演会等招待 ・カタログ送付、オープニングセレモニー招待 ・美術館ニュース等送付 ・ミュージアムショップ割引 ・税制上の優遇措置あり（限度額あり）

《斎宮歴史博物館》	
金額	入会金500円 年額20,000円（1口 4,000円×5口）以上
特典	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館の随時無料観覧（1口につき1名） ・特別展・企画展の展示図録の無料配付（5口単位で1冊） ・特別展無料（3回まで） ・友の会対象の特別展・企画展の展示説明会招待 ・ヘルシーウォーク（歴史散策会）への無料参加 ・日帰りバス旅行への割引参加 ・博物館行事の定期案内 ・博物館だより、会報の送付

7 地球温暖化対策（電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業の実施）について

1 事業の実施状況

この事業は、観光地において、協創の観点から、様々な主体で構成する協議会を設立し、「EV（電気自動車）等で観光できる環境づくり」や「EV等を地域で使う環境づくり」に取り組み、低炭素社会のモデルとなる「まちづくり」を行うもので、平成24年6月に、伊勢市をモデル地域として決定しました。

また、8月10日には企業、団体、大学、行政等29の関係機関等が参画した「電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会（会長：朴 恵淑 三重大学理事・副学長）」を設立し、第1回協議会において、検討項目の決定とワーキンググループの設置を行いました。

2 ワーキングによる検討

協議会に設置されたワーキンググループと主な検討内容は次のとおりで、ワーキングでは、様々な主体で構成されるメンバーからの提案を基に、取組の方向を整理し、内容を検討していきます。なお、各ワーキングとも年度内に5回程度の開催を予定しています。

（1）EV等観光プランの作成検討WG

ア 構成

旅行・観光関係、交通機関、自動車メーカー等17の企業・団体等

イ 検討内容

例えば、公共交通機関で伊勢を訪れ、駅や宿泊施設からEV等のレンタカーやタクシーを使って、市内やその周辺を観光する周遊ルートや、そうした周遊を可能にする充電施設などの設置場所等について検討します。

（2）駅周辺商店街によるおもてなしの検討WG

ア 構成

外宮参道発展会、商工会議所、旅行業者等9の企業・団体等

イ 検討内容

9月20日に第1回ワーキングを開催し、伊勢市の観光の状況について、外宮参道を中心に情報交換を行い、今後、検討を進めるにあたって、認識の共有を図りました。

なお、ワーキングでは、例えば、外宮参道において、駅から外宮に向かう参拝者へのEV等によるサポートやイベント等の際にEV等を電源としたカフェを設置するなど、EV等の様々な活用方法を検討します。

(3) 災害時に観光者が安心できる環境づくり検討WG

ア 構成

医師会、自動車メーカー、電機メーカー等11の企業・団体等

イ 検討内容

9月20日に第1回ワーキングを開催し、事務局から災害時を想定したEV等の活用事例等について紹介を行うとともに、災害時における取組状況について情報交換を行うなど、今後、検討を進めるにあたって、認識の共有を図りました。

なお、ワーキングでは、例えば、EV等を災害時に非常用電源として医療機関等に提供する仕組みについて検討します。

(4) EV等のモビリティーを上手く使える環境づくり検討WG

ア 構成

旅行・観光関係、自動車メーカー、電機メーカー、レンタカー業者等15の企業・団体等

イ 検討内容

例えば、充電器の設置を促進するにあたって、課金方法や料金体系を検討するとともに、EV等の利用者に対する優遇措置や情報発信システムの導入、カーシェアリング等について検討します。

(5) 観光地伊勢に調和したデザインづくり検討WG

ア 構成

旅行・観光関係、商工会議所等7の企業・団体等

イ 検討内容

例えば、「分かりやすさ」や「伊勢らしさ」などの観点から、車両や充電器、案内表示等に使用する統一デザインの募集・選定方法等について検討するとともに、選定したデザインの周知・普及方法についても検討します。

3 今後の取組

平成24年度は、ワーキングにおいて検討を進め、具体的な取組や各主体の役割分担、スケジュール等をまとめた協議会の行動計画を策定します。

平成25年度は、行動計画に基づき、EV等で周遊できる観光プランの具体化や充電施設の導入・運用に関する統一ルールの作成などの取組を進めていきます。

【協議会のスケジュール】

- ・平成24年11月 第2回協議会（各WGの状況報告とWG間の調整）
- ・平成25年 1月 第3回協議会（行動計画の検討）
- ・平成25年 3月 第4回協議会（行動計画策定）

電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会 会員名簿

	会社名（又は法人名）	所属部署名・役職名
行政	伊勢市	副市長
	伊勢県民センター	伊勢県民センター所長
大学	皇學館大学	学生部長
	国立大学法人 名古屋大学	環境学研究科 准教授
	国立大学法人 三重大学	理事・副学長
団体及び組合	伊勢おはらい町会議	会長
	社団法人伊勢市観光協会	専務理事
	伊勢商工会議所	副会頭
	社団法人伊勢地区医師会	理事
	伊勢二見民宿組合	組合長
	伊勢旅館組合	理事
	外宮参道発展会	会長
	二見町旅館組合	組合長
	社団法人三重県旅客自動車協会	専務理事
	公益社団法人三重県バス協会	専務理事
民間事業者	イオンリテール株式会社 イオン伊勢店	C S 同友店販促課長
	株式会社伊勢安土桃山文化村	総支配人
	近畿日本ツーリスト株式会社	地域誘客事業部課長
	近畿日本鉄道株式会社	総合戦略室事業開発部部長
	株式会社ＪＴＢ中部	交流文化部 地域交流推進課長
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	三重地区ディストリクトマネージャー
	タイムズ24株式会社	取締役執行役員 西日本事業本部長
	東海日産自動車株式会社	執行役員
	トヨタ自動車株式会社	流通企画部 地域統括部長
	株式会社トヨタレンタリース三重	代表取締役専務
	日本電気株式会社三重支店	支店長
	日本ユニシス株式会社	公共サービス事業部 次世代ビジネス部 グループマネージャー
	本田技研工業株式会社	日本営業本部営業課開発室 マーケティング・戦略プロック プロダクターライダー
	三菱自動車工業株式会社	E V ビジネス本部 E V 国内推進部部長付

※五十音順

8 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告について

「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（計画期間：平成 23 年度～26 年度、以下「行動プラン」という。）は、「三重県人権施策基本方針」（平成 18 年 3 月改定）を具体的に推進していくために策定したもので、この年次報告は、行動プランに掲げる各人権施策の進捗管理と今後の方向性の検討などに活用するものとして取りまとめています。

1 年次報告の主な構成

年次報告は、行動プランの 4 つの施策分野に位置づけられた人権施策（16 施策）ごとに、次の項目により構成しています。

（1）データからみた状況、関係法令等の動き

（2）現状と課題

①国連・国・他の都道府県の状況

②三重県の状況（県の主な取組状況、多様な主体による取組状況：民間・市町の取組事例）

（3）今後の取組方向

2 2012(平成 24)年度版 年次報告の概要

（1）各施策体系における取組状況等

① 人権が尊重されるまちづくりのための施策

多様な主体と連携・協働して「人権が尊重されるまちづくり」を進めるため、まちづくりの手法などを紹介したテキスト「人権のまちづくりのすすめ」を使った「人権のまちづくり研修会」が地域において自主的に展開されるよう、講師派遣等の支援を行いました。また、地域が人権のまちづくりに取り組む中で見えてきた課題の解決に向け、地域のニーズに応じてアドバイザー等の派遣を行いました。

【課題】人権が尊重される社会の実現には、多様な主体による具体的な「人権のまちづくり」の取組が拡大し、かつ充実していくことが必要です。

② 人権意識の高揚のための施策

県人権センターにおいて、人権を身近に感じてもらうために、人権フォトコンテスト・ポスター・メッセージの募集などの参加型啓発やスポーツ組織と連携した取組などを行うとともに、企画パネル展や人権フォーラム等を開催しました。また、「差別をなくす強調月間」では、国、市町、人権擁護委員などと連携した啓発活動に取り組みました。

県教育委員会では、「三重県人権教育基本方針」及び「人権教育ガイドライン」の周知とその活用の促進を図りました。

【課題】今後も、人権についての正しい知識や情報等を、様々な手段や機会を活用して県民に発信していくとともに、多様な主体との連携を進めていく必要があります。また、人権尊重の意識と実践力を養う意欲や態度を育てるために、「人権感覚あふれる学校づくり」及び「人権尊重の地域づくり」を進める人権教育の充実を図る必要があります。

③ 人権擁護と救済のための施策

県人権センターでは、多様化・複雑化する相談内容に対応できるよう、各種機関の相談員を対象とした「人権に係わる相談員スキルアップ講座」を開催し、資質の向上を図りました。

【課題】さまざまな人権問題で悩んでいる相談者に適切に対応するために、各種相談機関の機能充実と相互連携強化のための取組が必要です。

④ 人権課題のための施策（10の人権課題）

上記の3つの施策分野をベースにして、同和問題、子ども、障がい者、高齢者などの個別の課題に対応する施策に取り組んでいます。

平成23年度の主な取組としては、宅地建物取引における人権に関するアンケート調査と宅地建物取引業者への啓発をはじめ、県全体の児童相談体制の強化を図る取組、障がい者相談支援体制の充実・強化を図る取組、認知症高齢者のための「認知症サポーター」等の養成などがあげられます。

インターネットによる人権侵害に対しては、インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを実施しました。

【課題】緊急な対応を要する今日的な課題に対して、多様な主体と連携し、迅速で的確な対応を進めていくことが必要です。

（2）今後の主な取組方向（平成24年度以降）

- ① 「人権が尊重されるまちづくり」が進められるよう、基礎的な研修メニューを充実させるとともに、地域のニーズに応じて人権課題の解決に向けたアドバイザー等を派遣するなど、住民本位の取組支援を行っていきます。
- ② 人権啓発を効果的・効率的に推進するため、参加型や感性に訴える啓発活動など、啓発手法を工夫するとともに、市町、国、人権擁護委員連合会などと連携・協働し、地域特性を生かした取組を進めます。
- ③ 「人権教育基本方針」や「人権教育ガイドライン」を踏まえ、人権学習教材等の活用促進、カリキュラムの研究、実践内容の共有を行うとともに、実習・演習型の研修など、より効果的な教職員研修を実施していきます。
- ④ 多様化・複雑化する人権相談に対応するため、各相談機関の連携強化に向けた支援を進めるとともに、相談員の資質向上のための研修を実施します。また、インターネット上の差別的な書き込み等への対応として、地域におけるモニタリング活動のリーダー養成に取り組みます。

3 今後の予定等

この年次報告を、三重県人権施策審議会（9月13日開催）へ報告しました。

今後、当該年次報告を県ホームページ等で公表し、県民への周知を行います。

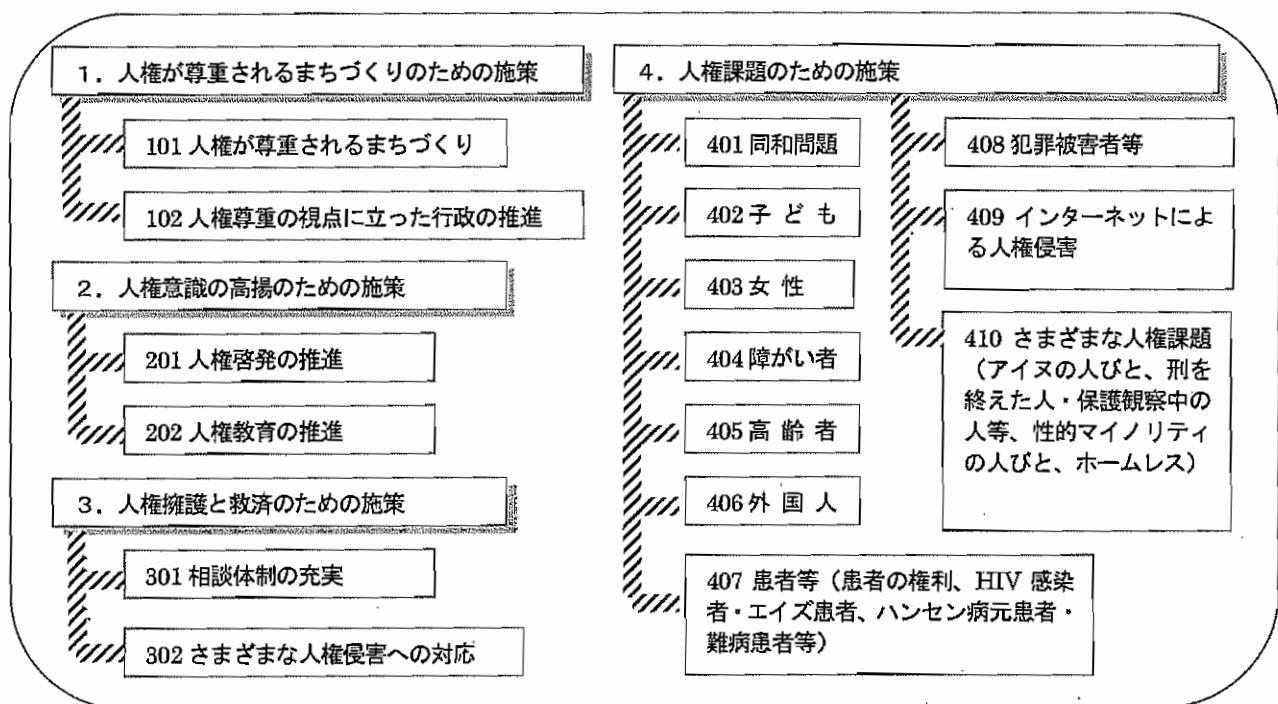
なお、これらの成果と課題を踏まえ、国や市町をはじめ、県民、NPO・団体、企業など多様な主体と連携・協働しながら、一人ひとりが、主体的に人権問題について考え、人権意識を高め活動していくことをめざし、人権啓発・教育をはじめとする総合的な取組を一層推進します。

【参考資料】

「人権施策基本方針（第一次改定）」及び「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」について

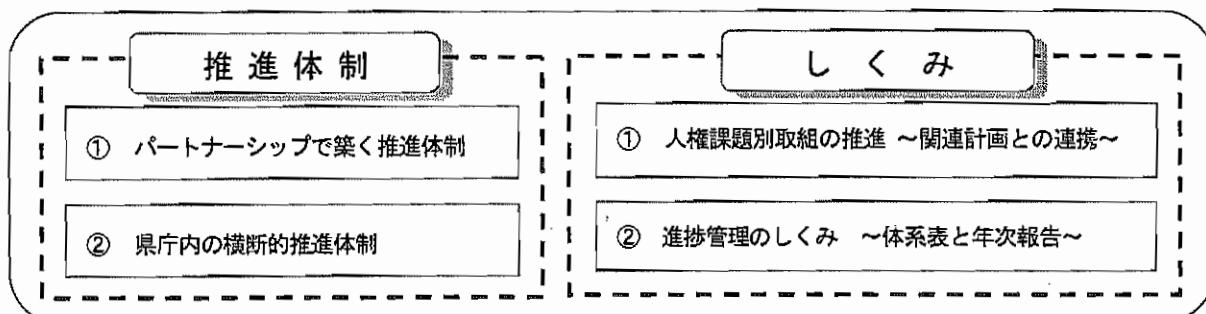
1. 人権施策基本方針（第一次改定）について

- 平成 18 年 3 月第一次改定（前基本方針は平成 11 年 3 月策定）
→ 「人権が尊重される三重をつくる条例」(H9.10) に基づき作成された基本計画
- 計画期間：平成 18 年度から概ね 10 年後（平成 27 年度）を目途に見直し
- 「基本理念（めざす社会）」と「めざす社会の実現に向けた基本的な考え方」
- 人権施策基本方針における人権施策体系



2. 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランについて

- 「人権施策基本方針（第一次改定）」に基づき、具体的な取組（プラン）と推進体制等について定める（平成 23 年 3 月策定）。
- 計画期間：平成 23 年度から平成 26 年度（4 か年）
- 人権施策の推進体制としくみ



9 三重県男女共同参画施策の年次報告について

三重県男女共同参画推進条例（平成13年1月施行）第12条の規定に基づき、基本計画の各施策の進捗状況等について、年次報告として取りまとめています。

1 第2次基本計画の体系と基本的な視点

平成23年3月に策定した第2次基本計画では、以下の7つの「基本施策」と基本施策を総合的に推進する方策を明記した「計画の推進」に整理し、男女共同参画施策の推進を図っています。

施策の推進にあたっては、誰もが将来に希望を持ち、自分らしくいきいきと暮らせる豊かで活力ある三重を築いていくために、男女共同参画社会の実現が不可欠であるとの認識に立ち、社会のさまざまな分野における男女の参画や家庭・地域・職場における生活の一層の充実をめざしています。また、県民やNPO、各種団体、事業者、教育・研究機関、市町等の主体的な活動を尊重しながら、必要な支援を行うとともに、これら多様な主体と連携して男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

- I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
 - II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進
 - III 働く場における男女共同参画の推進
 - III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進
 - III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進
 - IV 家庭・地域における男女共同参画の推進
 - V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組
 - V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援
 - V-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組
- 計画の推進

2 年次報告の主な構成

年次報告は、県の自己評価と第2次基本計画の基本施策ごとの事業実施概要等で構成しています。

- (1) 県の自己評価
- (2) 平成23(2011)年度事業実施概要
- (3) 第2次基本計画の第一期実施計画（計画期間：平成24年度～27年度）で設定した目標値、参考データ、男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況等

3 平成 23 年度の取組と課題

(1) 主な事業の取組概要

- 第 2 次三重県男女共同参画基本計画を着実に推進するため、第 2 次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画を策定しました。
- 基本計画が未策定となっている町において、基礎資料となる住民意識調査を実施し、計画策定の促進を図りました。
- 三重県男女共同参画センターによる情報発信、さまざまなテーマの講座開催などを通じて、男女共同参画の意識の普及や人材育成を図りました。
- 働く女性を取り巻く課題に対応するため、企業等に対し男女共同参画の視点を生かした経営等のコンサルティングや、ワーク・ライフ・バランスなどの相談・研修、働く女性のネットワークづくりを行い企業等における男女共同参画の取組を促進しました。
- 女性が参画しやすい自主的な消防防災活動の展開を支援するため、三重県消防協会と協働して、地域で活動する女性消防団員に対する研修会等を開催しました。
- ドメスティック・バイオレンス (DV) 被害者などの相談・保護・自立支援等を行うとともに、若年層で広がっている交際中の男女間の暴力 (デート DV) について、啓発活動を行いました。

(2) 課題

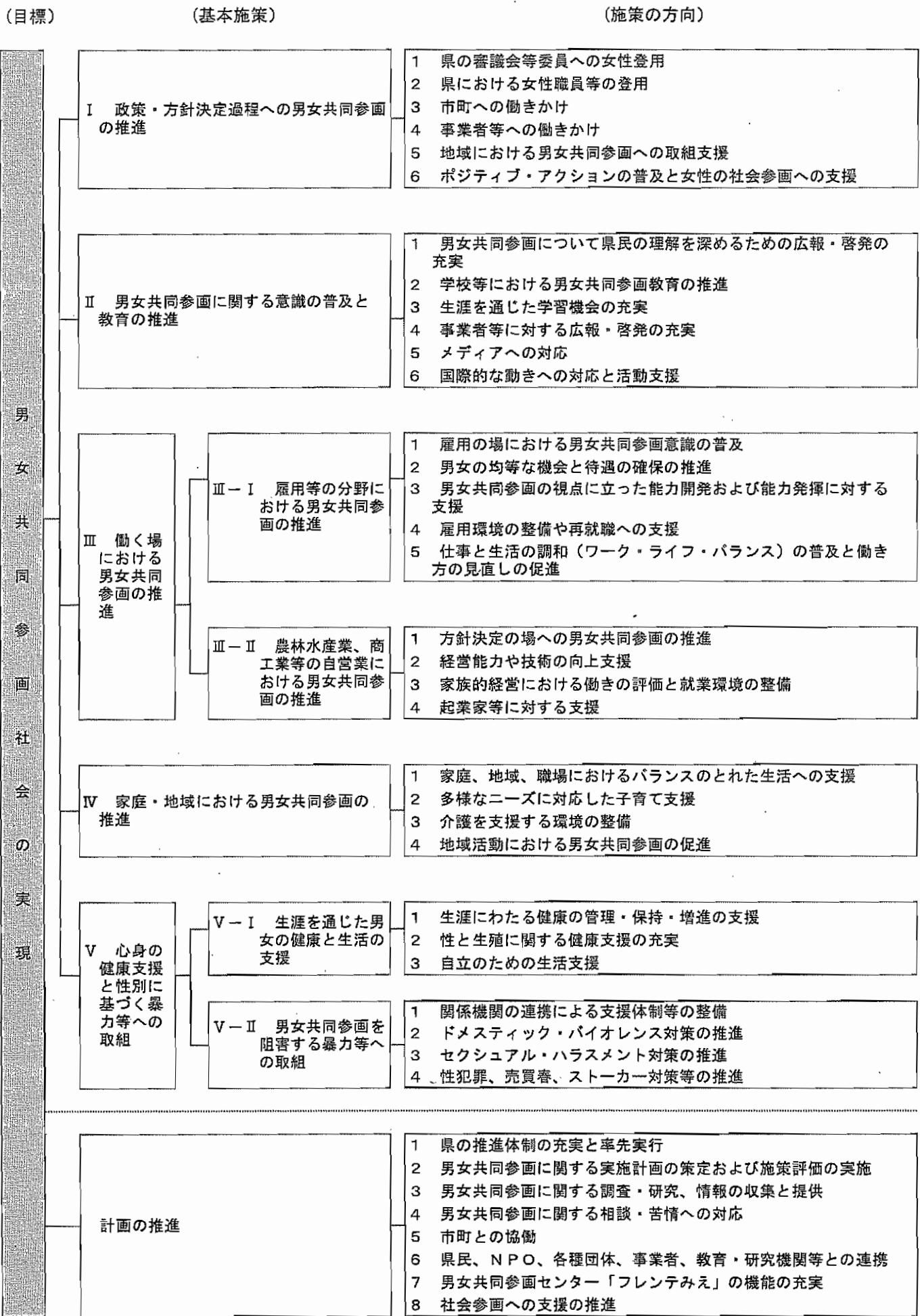
- 政策・方針決定過程への女性の参画は進みつつあるものの、水準は依然として低く、未だ十分とは言えない状況です。また、市町においては基本計画等を策定する市町が増えるなど、進展がみられますが、市町によって取組に差があり、政策・方針決定過程への参画促進を働きかけていくことが必要です。
- 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について、未だ 4 割を超える人が肯定的な考え方を有するなど、男女共同参画意識の普及について十分とは言えない状況です。これらのことから、男女共同参画センター「フレンテみえ」等を通じて一層の効果的な啓発活動を展開するとともに、特に男性や子どもへの積極的な働きかけなどを行うことが必要です。
- 平成 23 年度に実施した「三重県内事業所賃金等実態調査」によると、女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合は 2 割余りにとどまるなど、男女共同参画社会の実現については、十分とは言えない状況にあります。これらのことから、関係機関との連携を強化したうえで、仕事と家庭生活の両立ができる環境整備のため、ワーク・ライフ・バランスの推進などについて、企業等に対し啓発を行うことが必要です。
- 潜在化している DV 被害者が相談できるよう啓発の強化を図るとともに、デート DV 防止の啓発をより一層進めることができます。

4 今後の取組方向

- ④ 男女共同参画への理解が一層深まり、性別に関わらず能力を発揮して積極的に社会参画できる社会づくりが進展するよう、「第一期実施計画」をふまえ各施策を実施していきます。
- ⑤ NPO、県民、企業、市町等と協働し、意思決定の場への女性の参画を促進するためのモデル事業を、地域において進めます。
- ⑥ 市町に基本計画等の策定を働きかけるとともに、担当者研修を行うなど市町への支援を進めます。
- ⑦ 三重県男女共同参画センターにおいて、さまざまな講座・セミナーの開催、研修講師の派遣および情報誌の発行を行うなど、男女共同参画意識の普及に積極的に取り組みます。その中で、男女共同参画の意義について男性の理解が深まるよう、男性向け講座の開催やフォーラムへの男性参加率向上の工夫などを行います。また、県民や市町との協働により、地域における啓発などに取り組みます。
- ⑧ 育児・介護休業制度など、仕事と家庭の両立支援制度の普及を進めるとともに、企業等に対して、表彰制度や公共調達におけるインセンティブの付与等により、男性も女性も両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組むよう働きかけます。また、女性一人ひとりが自らの意欲や能力に応じて就労することができるよう、県内の4か所において定期的に専門の相談員による就労支援相談を実施します。
- ⑨ 性別に基づく暴力等の防止について、セミナーや街頭啓発の実施、リーフレットの作成・配布を行うなど、啓発を進めます。特に、いわゆるデートDV防止のための出前講座を行うなど、若年層への啓発を強化します。また、被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を進めます。

【参考資料】

第2次三重県男女共同参画基本計画の体系



【参考資料】

第一期実施計画における指標および目標一覧

◎・・・「みえ県民力ビジョン・行動計画」における目標項目

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（平成27年度）
◎県・市町の審議会等における女性委員の登用率	(平成23年度) 24.7%	28.7%

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
県の審議会等のうち男女のバランスがとれた構成の審議会等の割合	(平成23年度) 60.7%	66.7%
管理職への女性職員登用率	(平成23年4月1日) 7.7%	(平成27年4月1日) 8.7%
男女共同参画を推進するための基本計画等を策定している市町の割合	(平成23年度) 69.0%	86.2%
◎「男女がいきいきと働いている企業」の認証件数（累計）	(平成23年度) 73件	200件
◎NPOと県の連携・協働事業数	(平成23年度) 58事業	75事業
◎環境教育参加者数	(平成23年度) 29,454人	29,000人
就労に関する相談事業により支援を行った人数	(平成23年度) 3,482人	4,300人

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（平成27年度）
◎男女共同参画フォーラムの男性参加率	(平成23年度) 23.5%	45.0%

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
◎男女共同参画フォーラムの男性参加率	(平成23年度) 23.5%	45.0%
男女共同参画に関する校内研修を実施した学校の割合	(平成23年度) 74.9%	80.0%
教科等に男女共同参画の視点を位置づけた学校の割合	(平成23年度) 95.0%	98.0%
男女共同参画センターの講座等への新規参加率	(平成23年度) 49.0%	50.0% (10.0%)
◎ワーク・ライフ・バランスのセミナー等が役立つと回答した参加者の割合	(平成23年度) 94.2%	90.0%
メディアへの情報提供数	(平成23年度) 42件	50件
◎多文化共生に取り組む団体数	(平成23年度) 146団体	200団体

III 働く場における男女共同参画の推進

III-Ⅰ 雇用等の分野における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（平成27年度）
◎女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合	(平成23年度) 23.6%	27.0%

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
男女共同参画センターの登録企業数	(平成23年度) 51件	65件
管理職に占める女性の割合（役員を除く）	(平成23年度) 7.8%	12.0%
◎県が実施または支援する職業訓練への参加者数	(平成23年度) 3,099人	3,250人
多様な就労形態を導入している事業所の割合	(平成23年度) 26.4%	35.0%
◎ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合	(平成23年度) 27.1%	37.0%

III-Ⅱ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（平成27年度）
1 農業委員会あたりの女性農業委員数	(平成23年度) 1.86人	2人以上

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
1 農業委員会あたりの女性農業委員数	(平成23年度) 1.86人	2人以上
新たに農業経営計画を策定・実践する女性農業者数（累計）	—	60人
漁村女性アドバイザー等への研修会開催数	—	2回
家族経営協定締結農家数	(平成23年度) 319	350
女性起業数（年間販売額1千万円以上）	(平成23年度) 20経営体	20経営体

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（平成27年度）
自治会長の女性割合	(平成23年度) 2.5%	3.0%

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
「家庭の日」協力事業所数	—	2,000

◎低年齢児（0～2歳）保育所利用児童数	(平成23年度) 11,962人	12,950人
◎介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	(平成23年度) 2,123人	0人
女性消防団員数	(平成23年度) 375人	400人
◎地域の活動などに参加している住民の割合	(平成23年度) 33.6%	40.0%

V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

基本施策の指標	現状値	目標値（平成27年度）
◎健康寿命	(平成22年) 男77.1歳 女80.4歳	(平成26年) 男78.1歳 女81.5歳

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
◎がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）	(平成22年度) 乳がん21.8% 子宮頸がん27.2% 大腸がん20.5%	(平成26年度) 乳がん35.0% 子宮頸がん35.0% 大腸がん35.0%
◎三重県不妊専門相談センターへの相談件数	(平成23年度) 193件	220件
◎ひとり親家庭情報交換会参加者数（累計）	(平成23年度) 36人	1,000人
◎総合相談支援センターへの登録者数	(平成23年度) 5,299人	6,180人

V-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

基本施策の指標	現状値	目標値（平成27年度）
◎「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数	(平成23年度) 12か所	24か所

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（平成27年度）
配偶者からの暴力防止等連絡会議の開催回数（県DV防止会議）	(平成23年度) 年1回	年1回
◎「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数	(平成23年度) 12か所	24か所
セクシュアル・ハラスメント対策に取り組んでいる事業所の割合	(平成23年度) 69.4%	75.0%
◎犯罪被害者等支援の理解者数	(平成23年度) 2,603人	3,500人

・平成27年度の目標数値は、第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画を策定した平成24年3月時点で設定した数値です。その後、目標数値の見直しを行ったものは、見直し後の目標数値を上段に、実施計画策定時の目標数値を下段に括弧書きで記載しています。

10 「新しい公共推進指針(仮称)」(中間案)について

1 「新しい公共推進指針(仮称)」策定のねらい

本県では、「行政とNPOとの協働」をはじめとする協働の実践を10年以上続けてきました。その結果、「新しい公共」を進めていくうえで大切なことや、乗り越えるべき課題などが明らかになってきています。

また、「新しい公共」に、多くの県民、市民活動団体、企業などが主体的に参画していくためには、協働することで「今までできなかつたことができるようになる」という「創造」の視点が重要です。これによって、自分の活動が誰かのために役立ったという幸福感が生まれ、さらなる参画のモチベーションとなります。これは、「みえ県民力ビジョン」の「県民力による『協創』の三重づくり」の基本理念と方向性を同じくするものです。

これらのことから、「新しい公共推進指針(仮称)」は、

- ①協働から協創へ
- ②県民だれもがアクションを起こせるように

という2つの観点から、これまでの実践を踏まえて、豊富な事例とともに整理した「ヒント集」として策定していきます。

2 「新しい公共推進指針(仮称)」策定の手法

「新しい公共推進指針(仮称)」策定事業は、「新しい公共支援事業」交付金を活用した事業で、「円卓会議」方式で議論し、策定しています。

「円卓会議」とは、NPO、地縁団体、企業、労働組合、マスコミ、行政など、さまざまな主体が対等な立場で参加し、議論し、創造していく手法で、これを「マルチステークホルダー・プロセス」といいます。従来の審議会などと異なり、行政も含め、すべての主体が当事者としての立場で参加することが特徴です。

県民視点で進めることを重視し、三重県も対等な参加者という立場を保持するため、新しい公共支援事業運営委員会において選定した団体（特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター）に、事務局運営を委託しています。

3 「新しい公共推進指針(仮称)」策定の経緯

県内8地域での「地域円卓会議」と県域の「円卓会議」を経て、地域の意見も反映させながら、指針の中間案をとりまとめました。

- ・第1回地域円卓会議（平成24年1月16日～29日）
- ・第1回円卓会議（3月4日）－ 新しい公共についての意見交換
- ・第2回地域円卓会議（5月20日～6月16日）
- ・第2回円卓会議（6月23日）－ 中間案策定に向けての協議
- ・第3回円卓会議（9月1日）－ 中間案のたたき台を協議

4 「新しい公共推進指針（仮称）」の体系

この指針では、市民、N P O、企業、地縁団体、行政等が、それぞれの個性や能力を発揮して、自立して行動するとともに、支え合うことができるよう、3つの柱で体系を構成し、それぞれの行動のヒントを具体的に提示しています。

（1）「民の力」を強化する

- ①アクティブ・シチズンになる
- ②地域コミュニティが元気になる
- ③市民活動団体の力量を高める
- ④企業の社会貢献活動を広げる

（2）多様な主体の協働を促進する

- ①市民活動団体相互
- ②企業と市民活動団体
- ③行政と市民活動団体
- ④多様な主体のつなぎ役

（3）新しい公共のデザイン

- ①新しい公共のガバナンス
- ②政策／事業のデザイン
- ③公共サービスの財源のデザイン

5 今後の予定

- ・平成 24 年 10 月－パブリックコメントの実施
市町の意見聴取
第 3 回地域円卓会議の開催
- ・平成 24 年 12 月－第 4 回円卓会議の開催
- ・平成 25 年 3 月－「新しい公共推進指針（仮称）」最終案を環境生活農林水産
常任委員会に報告

1.1 東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について

1 被災県の状況

(1) 災害廃棄物の状況

災害廃棄物等の発生量の推計量は、環境省及び被災県により、実態に合った数値が随時算出され、それに伴って広域処理必要量は減少しています。8月7日の環境省発表「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」では、岩手、宮城両県で2,398万トンとされ、うち広域処理必要量は両県で247万トンから169万トンに見直されました。

岩手県の災害廃棄物等の推計量については、525万トンで変わらず、広域処理必要量は120万トンから42万トンに減少しました。

(2) 三重県に対する要請

三重県で、当初、処理を予定していた宮城県については、7月25日、災害廃棄物処理実行計画の改訂案を公表し、近県を中心とした自治体等に広域処理を依頼する方向性を示したため、三重県での広域処理は不要となりました。

一方、岩手県については、8月7日、環境省から三重県に対して、久慈市の災害廃棄物2,000トンの広域処理についての協力要請がありました。

(3) 久慈市の災害廃棄物の状況

久慈市においては、全体で約9万5千トンの災害廃棄物や津波堆積物が発生しており、うち可燃物は9,000トン、そのうち県内処理が5,000トン、広域処理の必要量が4,000トンとなっています。久慈市の広域処理分は秋田県及び三重県に要請されています。

久慈市の可燃物については、三重県としても測定を実施していますが、放射能濃度はほとんど不検出であり、久慈市内の空間線量率についても三重県と同レベルでした。

2 三重県の広域処理に向けた対応状況

(1) 説明会実施状況

伊賀南部環境衛生組合については、7月1日、7月16日に、施設周辺住民等を対象として、広域処理の必要性や放射能・放射線の影響、ガイドラインに基づく処理の安全性等について説明を行いました。

また、多気町では、7月11日から10月1日までに、町内49すべての自治会で行う町政懇談会の場で、災害廃棄物の安全性等について住民説明を実施しました。

さらに、尾鷲市と熊野市は、灰の処分先が確保されてから住民説明を実施するとしています。

（2）焼却灰処分先確保

7月13日、三重県知事から三重中央開発株式会社に対して、三重県内で災害廃棄物を受け入れた際に生じる焼却灰の処分について要請しました。同社からは、受入についての技術的な問題ではなく、協力する旨の回答を得ています。

住民理解に向け、市、県が地元地区に説明を実施しています。

（3）風評被害対策

国は、風評被害による損害が生じた場合は、国として責任をもって、これを回復するための可能な限りの対策を講じるとしており、広域処理に関する風評被害に関する環境省相談窓口の設置などを行っています。

三重県は、県独自の取組として、県民の風評被害に対する懸念に対応するため、8月28日、廃棄物・リサイクル課内に専用相談窓口を設置しました。

また、県庁内の関係部局で風評被害の未然防止を総合的に推進するため、「三重県災害廃棄物広域処理連絡会議」を設置し、8月30日に第1回連絡会議を開催しました。万一、風評被害が発生した場合には、迅速かつ的確に対応するため、三重県危機管理計画に基づく「三重県風評被害対策本部」を設置することとしています。

さらに、テレビ、ラジオ、広報誌で広域処理の安全性や風評被害対策について情報発信とともに、リーフレットを作成し、県施設、市町施設、県内コンビニエンスストア等の店舗に配架することで、啓発を行っています。

このほか、消費者団体、商工団体、生産者団体等34団体に対して、広域処理の安全性等について説明するとともに、9月4日付け文書により風評被害防止への協力を依頼しました。

（4）県内市町等との連携

県と市町との連絡会議として平成23年度から9回開催しており、ガイドラインの策定等に関する意見照会、被災地の現地調査会や打合せの結果の報告等を行っています。

3 今後の対応

今後も市町等と連携し、地域住民に広域処理に対する理解を深めていただくよう、説明に努めるとともに、学識経験者の意見を聞きながら試験焼却を実施し、その結果をもとに、久慈市の災害廃棄物の広域処理の安全性について理解が得られるよう、住民の皆様に丁寧に説明していきます。

また、焼却灰の処分が円滑に進むよう、最終処分場の確保に努めるとともに、風評被害の未然防止のため、風評被害対策の取組を継続して実施します。

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表(概要)

災害廃棄物に津波堆積物を加えた処理対象全体について、より具体的な処理の方針や内容、中間段階の目標を設定し、目標期間内での処理を確実にするための工程表

東日本大震災に伴う災害廃棄物及び津波堆積物全体の処理状況

○被災地域全体の処理状況(7月末現在)

災害廃棄物等 推計量 (万t)	災害廃棄物						津波堆積物					
	都道府 県数	市町 村数	推計 量 (万t)	処理済 市町村		処理・処分		都道府 県数	市町 村数	推計 量 (万t)	処理済 市町村	
				数	割合(%)	量(万t)	割合(%)				数	割合(%)
3,120	13	241	2,162	119	49	598	28	6	35	959	3	9

○3県(岩手県、宮城県、福島県)の沿岸37市町村の処理状況(7月末現在)

災害廃棄物等 推計量 (万t)	災害廃棄物				津波堆積物				仮置場 設置数	
	推計量 (万t)	処理・処分			推計量 (万t)	処理・処分				
		量(万t)	割合(%)	量(万t)		量(万t)	割合(%)	量(万t)		
岩手県	525	395	74	19	130	0	0	0	79	
宮城県	1,873	1,200	306	25	672	41	6	128		
福島県	367	216	27	12	151	1	1	23		
合計	2,765	1,811	407	22	954	42	4	230		

※端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

広域処理の調整状況と今後の方針

○広域処理必要量(7月末現在)(単位:万t)

	可燃物	木くず	不燃混合物	漁具漁網	合計
岩手県	17	12	5	8	42
宮城県	39	40	48	0	127
合計	56	52	53	8	169

※岩手県については10万t、宮城県については27万tが既に調整済み(既に実施済み又は実施中の広域処理(7月末現在、1都7県29件)による処理済み量又は処理見込み量)

○広域処理の調整状況と今後の方針

広域処理の調整方針	
岩手県	・可燃物・木くず(約24万t): 受入を具体的に調整中※1 ・不燃混合物: 当面県内の再生利用等を調整 ・漁具・漁網(約8万t): 新たな受入先も含め要調整
宮城県	・可燃物(約28万t): 受入を具体的に調整中※2 ・木くず(約29万t): 再生利用に限定し近県で調整 ・不燃混合物(約43万t): 新たな受入先も含め要調整
要調整量 約32万トン	要調整量 約100万トン

※1: 青森県、秋田県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、静岡県、富山県、石川県、福井県、三重県、大阪府との調整

※2: 山形県、茨城県、栃木県、東京都、福岡県(北九州市)、受入実績のある自治体との調整

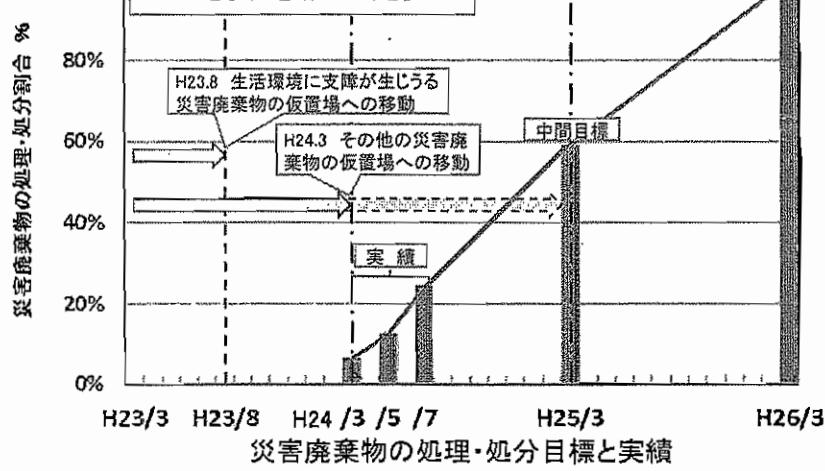
災害廃棄物の処理の工程表(目標)

○処理・処分の目標

- 従来の目標: 平成25年度末に完了。
- 岩手県及び宮城県の沿岸市町村を対象に中間目標(平成24年度末)を設定。
- 災害廃棄物全体の中間目標は約6割。

○進捗管理

- 処理の進捗状況を毎月確認。
- 結果に応じて必要な施策を講じることにより、確実な目標達成を図る。



沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況

平成24年8月31日

	地域	市町村名	事務委託	災害廃棄物 推計量 (千トン)	災害廃棄物の仮置場への搬入状況		災害廃棄物の処理・処分の状況		津波堆積物 推計量 (千トン)	津波堆積物の仮置場への搬入状況		津波堆積物の処理・処分の状況	
					仮置場 搬入済量(千トン)	搬入率(%)	処理・処分量 (千トン)	処理・処分割合(%)		仮置場 搬入済量(千トン)	搬入率(%)	処理・処分量 (千トン)	処理・処分割合(%)
岩手県	久慈地域	洋野町		19	18	97%	13	69.7%	2	2	100%	0	0%
		久慈市		83	83	100%	31	37.5%	12	12	100%	0	0%
		野田村	有	138	138	100%	20	14.5%	38	37	96%	0	0%
		普代村		11	11	99%	8	75.3%	0	-	-	-	-
	宮古地域	田野畠村	有	77	72	93%	7	9.1%	0	-	-	-	-
		岩泉町	有	41	41	99%	0	1.1%	16	0	0%	0	0%
		宮古市	有	457	441	96%	59	13.0%	275	139	51%	0	0%
		山田町	有	499	269	54%	32	6.4%	43	35	82%	3	6%
	釜石地域	大槌町	有	337	315	93%	32	9.5%	146	132	91%	0	0%
		釜石市		560	495	88%	39	7.0%	260	169	65%	0	0%
	大船渡地域	大船渡市		738	583	79%	362	49.0%	19	19	100%	0	0%
		陸前高田市	有	987	909	92%	206	20.9%	495	495	100%	0	0%
	計			3,947	3,373	85%	810	20.5%	1,304	1,038	80%	3	0%
宮城県	計			12,004	10,352	86%	3,308	27.6%	6,722	3,647	54%	736	11%
福島県	計			2,073	1,211	58%	300	14.5%	1,534	517	34%	16	1%
合 計				18,024	14,936	83%	4,419	24.5%	9,560	5,202	54%	755	8%

(環境省HPより抜粋)

久慈市の災害廃棄物仮置場等での放射能濃度等測定結果

(1) 放射能濃度

①久慈市仮置場（平沢）

(単位:Bq/kg)

採取日	種類	測定結果		
		¹³⁴ Cs	¹³⁷ Cs	¹³⁴ Cs + ¹³⁷ Cs
H24.8.9	木くず	N.D.(<15)	N.D.(<17)	N.D.(<32)
	プラスチック	N.D.(<18)	N.D.(<14)	N.D.(<32)
	繊維	23(<11)	37(<11)	60(<22)
H24.9.19	木くず	N.D.(17)	N.D.(18)	N.D.(35)
	プラスチック	N.D.(15)	N.D.(16)	N.D.(31)
	繊維	18(15)	34(17)	52(32)

(注)概観では、木くずが多い状況でした。

なお、岩手県災害廃棄物処理詳細計画（平成24年5月）の測定比率をもとに計算すると、木くず約88%、プラスチック約9%、繊維約3%となっています。

(注)久慈市仮置場（平沢）から破碎分別を行い、土砂等が除去されたものが広域処理の対象とされています。

(注)組成は岩手県災害廃棄物処理詳細計画（平成24年5月）の組成比率による。

②破碎分別後廃棄物

(単位:Bq/kg)

採取日	種類	測定結果		
		¹³⁴ Cs	¹³⁷ Cs	¹³⁴ Cs + ¹³⁷ Cs
H24.8.9	木くず	N.D.(<18)	N.D.(<16)	N.D.(<34)
	プラスチック	N.D.(<11)	N.D.(<14)	N.D.(<25)
H24.9.3	混合廃棄物	N.D.(<17)	N.D.(<15)	N.D.(<32)
H24.9.25	混合廃棄物	N.D.(<16)	N.D.(<18)	N.D.(<34)

(注) 繊維の測定必要量を確認することはできませんでした。

(注) 組成は、概観で9割以上が木くずで構成されているものと認められました。

(注) 木くず中心のほぼ均一な混合物であるとして、混合状態での採取を行いました。

(2) 空間線量率

①久慈市仮置場（平沢）

(単位:μSv/h)

測定日	仮置場廃棄物の山	敷地境界（パックグラウンド）
H24.8.9	0.050	0.082
H24.9.3	0.052	0.068
H24.9.19	0.056	0.082

②破碎分別後

(単位:μSv/h)

測定日	搬出前保管場所	敷地境界（パックグラウンド）
H24.8.9	0.044	0.040
H24.9.3	0.040	0.030

(参考) 三重県の空間線量率は、0.046～0.092です。(H24年9月27日14時 測定結果)

東日本大震災により生じた災害廃棄物に関する連絡会議

回	開催日	主な内容
1	H23. 4. 20	被災県の災害廃棄物処理方針等について 環境省の対応方針等について 災害廃棄物の受入体制について 災害廃棄物処理計画の策定について
2	H23. 9. 15	災害廃棄物について
3	H23. 10. 7	災害廃棄物の広域処理推進会議（10月4日環境省開催）の概要について
4	H23. 12. 21	放射線の基礎知識（講師：名古屋大学大学院工学研究科） 災害廃棄物の広域処理について（講師：環境省中部地方環境事務所） 広域処理の事例紹介（東京都、山形県）
5	H24. 2. 23	広域処理の事例紹介（大阪府、秋田県、神奈川県） 広域処理及び特措法ガイドラインについて（講師：環境省中部地方環境事務所） 国立環境研究所の対応（講師：（独）国立環境研究所）
6	H24. 4. 24	津波被害による岩手県・宮城県の災害廃棄物の状況について 三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドライン（素案）について
7	H24. 5. 16 ～5. 17	現地調査会（宮城県石巻市、女川町）
8	H24. 5. 24	現地調査会報告 三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドライン（案）について 三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドライン（案）に対するパブリックコメントについて
9	H24. 9. 7	風評被害に関する取組について 久慈市の状況等について 岩手県「災害廃棄物の広域処理の実施に向けた関係機関打合せ会」（9月3日開催）の結果報告について

1.2 三重県認定リサイクル製品の県の使用・購入状況について

1 認定リサイクル製品の使用・購入状況

平成23年度における県の認定リサイクル製品の使用・購入実績は、使用実績があった事業者数は42事業者、購入金額985,900,523円でした。
 (三重県リサイクル製品利用推進条例第15条第2項に基づく報告)

三重県の使用・購入実績

(単位：千円)

	建設資材		農業資材	物品等 その他	合計
	土砂類 (改良土、サンドクッショング材など)	その他 (グレーチング、コンクリート二次製品など)	肥料等		
23年度	(9事業者) 49,630	(27事業者) 935,587	(1事業者) 1	(5事業者) 682	(42事業者) 985,900
22年度	(10事業者) 81,576	(29事業者) 1,294,266	(1事業者) 50	(6事業者) 9,501	(46事業者) 1,385,393
21年度	(8事業者) 38,106	(30事業者) 962,415	実績なし	(4事業者) 1,269	(42事業者) 1,001,790
20年度	(10事業者) 120,162	(29事業者) 860,480	実績なし	(8事業者) 10,201	(47事業者) 990,843
19年度	(10事業者) 86,888	(25事業者) 988,145	実績なし	(11事業者) 14,378	(46事業者) 1,089,411
18年度	(9事業者) 86,152	(25事業者) 1,145,199	実績なし	(12事業者) 13,047	(46事業者) 1,244,398

(参考) リサイクル製品認定状況(各年度末の認定数)

(単位：件数)

	建設資材		農業資材	物品等 その他	合計 ()は事業者数
	土砂類 (改良土、サンドクッショング材など)	その他 (グレーチング、コンクリート二次製品など)	肥料等		
23年度	20	52	4	14	90(60)
22年度	19	62	3	17	101(59)
21年度	20	61	3	18	102(58)
20年度	16	73	3	19	111(56)
19年度	14	80	3	20	117(53)
18年度	16	76	2	29	123(58)

2 リサイクル製品認定制度にかかる平成23年度の取組

(1) 認定リサイクル製品等の安全性調査

土砂類やコンクリート二次製品など有害物質の溶出試験を義務づけている製品等を対象として、県が製品サンプルを採取し、重金属の溶出試験による分析・検証を実施しました。調査を行った全ての製品について認定基準に適合していました。

(2) 認定リサイクル製品の利用拡大

ホームページへの掲載、環境月間における県庁展示ブースの出展やその他イベントにおける展示ブースの出展により、リサイクル製品のPRに努めました。

また、県の公共工事においては、認定リサイクル製品を利用するための発注機関への説明会の開催や設計時のチェックリストによる確認を行うなどにより、認定リサイクル製品の利用拡大に努めました。

3 今後の対応

引き続き、リサイクル製品のサンプリング調査を行うことにより安全性の確認を行っていくとともに、県の公共工事等における優先的な使用など、認定リサイクル製品の利用推進に向けた取組を進めてまいります。

1.3 RDF焼却・発電事業の固定価格買取制度への移行について

1 制度の概要及び経緯

- (1) 平成24年7月1日から施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下、「再生エネ法」^{参考①}という。)は、再生可能エネルギー源(バイオマス、太陽光、中小水力等)で発電した電気について、国が定めた固定価格で電気事業者が買い取る制度です。
- (2) これまでには、平成14年12月に施行された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(以下、「RPS法」^{参考②}という。)に基づく買取制度があり、三重ごみ固形燃料発電所(以下、「RDF発電所」という。)は、RPS法に基づく設備認定を取得し、バイオマス発電の価値を含んだ料金単価で契約していました。
- (3) 再生エネ法は、法律の公布当初は、新設設備を対象とした制度であり、RPS法に基づく認定設備など、既存設備については対象外とされていました。このため、既存設備が不利にならないよう買取価格の維持や新しい制度への移行などについて要望してきたところ、平成24年5月、国から示された既存設備の取扱案において、RPS法認定設備についても、申請により再生エネ法の設備認定に移行することができ、固定価格買取制度の適用を受けることになりました。

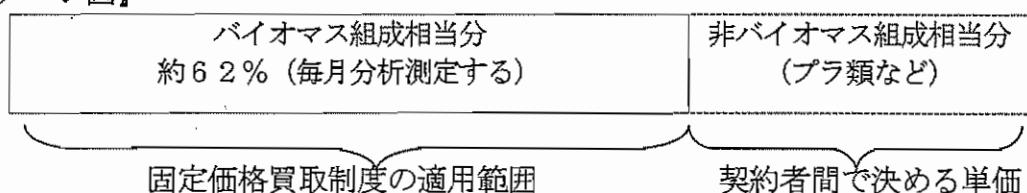
2 固定価格買取制度への移行に伴うRDF焼却・発電事業への影響

(1) 固定価格買取制度における売電単価

①RDF発電所での平成23年度の中部電力㈱への平均売電単価は、約8.2円／kWh(税抜き)となっています。再生エネ法による新設の「固形燃料燃焼(一般廃棄物)」の売電単価(電気事業者の調達単価)は17円／kWh(税抜き)となっており、既存設備については、既に受け取った補助金額や残余期間を考慮して価格が差し引かれる算定式となっているものの、現行の平均売電単価より有利となる見込みです。

②固定価格買取制度の調達単価は、供給電力量のうちバイオマス組成成分(紙、木材、生ごみなど)に相当する量のみであり、残りは契約者間で決める単価となります。なお、RDF発電所の過去3か年平均のバイオマス比率は、約62%です。

【イメージ図】



(2) 売電収入の増加

売電単価が上がることによって売電料金の增收が見込まれます。したがって、平成20年度から28年度までの県と市町の経費負担の算定根拠としている収入額が増加し収支が改善されるため、平成28年度までの県と市町の経費負担の軽減が見込まれます。

3 今後の対応

RPS法に基づく設備認定を撤回し、固定価格買取制度の設備認定へ移行するため、企業庁が7月31日に経済産業省資源エネルギー庁に申請したところです。設備認定の標準事務処理期間は2ヶ月とされており、固定買取制度での売電価格については認定時に示されることとなっています。

収支計画やRDF処理委託料の見直しについては、今後、売電料金の見通しを踏まえて、三重県RDF運営協議会において協議することになっています。

【参考】

①再生エネ法の概要

再生可能エネルギー源（バイオマス、太陽光、中小水力等）を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けることによって、再生可能エネルギーの利用を促進することを目的として、平成24年7月1日から施行されました。

電気事業者が買い取りに要した費用は、原則として賦課金によって回収することとされており、電気料金の一部として、広く需要者が負担することとなります。

《調達区分・調達価格・調達期間》

電源	バイオマス 固形燃料燃焼 (一般廃棄物)	太陽光	中小水力	風力
調達区分	廃棄物系(木質以外) バイオマス	10kW以上	200kW未満	20kW以上
調達価格 1kWh 当たり (税抜き)	17円	40円	34円	22円
調達期間	20年	20年	20年	20年

経済産業省告示（平成24年6月18日）から抜粋。

②RPS法の概要

電気事業者に新エネルギー等（バイオマス、太陽光、中小水力等）から発電される電気を一定割合以上利用するよう義務付け、新エネルギー等の一層の普及を図るため、平成14年12月から施行されました。（再生エネ法の施行により、経過措置に関する規定を除き廃止されました。）

1.4 産業廃棄物の不適正処理事案について

1 現状

過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、生活環境保全上の支障等の状況から、行政代執行を実施せざるを得ない状況にあり、支障の除去等の対策工法について、学識者からなる技術検討専門委員会等において検討を進めてきました。

一方、産廃特措法は平成24年度までの時限立法であり、関係自治体等とともに延長を要望してきたところ、平成34年度末まで期限を延長する改正法案が8月に成立、公布されました。県においては、産廃特措法上の財政支援が得られるよう、具体的な対策工法を盛り込んだ実施計画の策定を進めているところであり、8月27日には4事案の実施計画(案)について三重県環境審議会へ諮問し、いずれも妥当である旨の答申を9月11日に得たところです。

2 各事案の実施計画(案)

各事案の実施計画(案)における対策内容は、次のとおりです。

① 四日市市大矢知・平津事案

県単での行政代執行として9月11日に現地測量に着手したところであります。今年度は、地質調査、詳細設計、用地測量を実施していきます。来年度以降、廃棄物の飛散流出の防止及び雨水の適切な排除のため、覆土工や押え盛土工、雨水排水工、調整池設置などを行っていきます。

② 桑名市源十郎新田事案

鋼矢板の設置・瀬替え工等の緊急対策は実施済みであり、現状では河川への廃油の滲出は抑止されています。今後は、遮水壁により汚染の拡散防止を図った後、P C B汚染源の掘削除去を行うとともに、各エリアで廃油の回収等の汚染除去対策を実施していきます。

③ 桑名市五反田事案

緊急対策にかかる実施計画は平成23年3月18日に大臣同意を得ておらず、促進酸化施設による汚染地下水の浄化措置を実施中です。恒久対策として、廃棄物及び汚染土壤の掘削除去を実施するとともに、汚染地下水の浄化を継続していきます。

④ 四日市市内山事案

緊急対策として平成19年2月から発生ガスの回収処理等の行政代執行（県単）を実施中です。また、第一段階の霧状酸化剤注入による硫化水素ガス対策にかかる実施計画は、平成24年6月7日に大臣同意済みであり、本年11月に着手します。さらに第二段階として、雨水の浸透防止と法面の安定性確保のため、整形覆土工等を実施していきます。

3 今後の取組

今後は、各事案にかかる実施計画(案)について、関係市長の意見を聴いたうえで、環境省と協議を進め、今年度内に環境大臣の同意を得る予定です。また、引き続き、排出事業者等の責任追及を行うとともに、原因者への費用求償を行っていきます。

三重県四日市市大矢知・平津事業について

平成24年10月4日

事業の概要

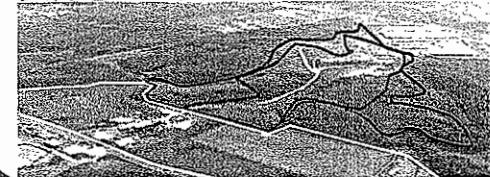
・事業の経緯

処理業者が昭和56年3月から産業廃棄物安定型処分場において処分業を開始後、許可面積、容量を大幅に超えて不適正処理を行ったため、平成5年9月に警告し、違法に処分された廃棄物の撤去を指導した。

その後、改善命令を発出したが履行されないまま、平成6年10月に埋立処分が終了した。平成19年1月には原団者に対して措置命令を発出したが、履行される見込みがなく、平成24年9月に行政代執行に着手(測量業務)。

・支障等

露出した廃棄物が風雨等により飛散・流出することや埋立区域内から有害物質(ふつ素、ほう素等)を含んだ浸出水が周辺区域に染み出していることから生活環境保全上の支障を生じるおそれがある。



<処分場概要>

許可容量:約132万m³
許可面積:約5.9万m²
投棄量:約262万m³
投棄面積:約9.5万m²

青:許可区域
赤:処分場関係区域
黄:隣接区域

行政対応・責任追及

・行政対応

行政対応検証(第1次:措置命令発出までを対象)では、①処分場や事業者に対する認識の甘さ②必要な人員の確保と組織体制の強化等の指摘があり、これに対し当県として①職員の自己研鑽②監視指導体制の強化等を行った。
第2次の行政対応検証(措置命令発出後を対象)は実施中。

・責任追及

原団者に対して措置命令を発出している(H19.1.31)。土地所有者、排出事業者に対しても調査を行い、必要に応じて責任追及を行う。

対策工の概要 事業主体:三重県

・廃棄物の飛散流出防止対策(①)

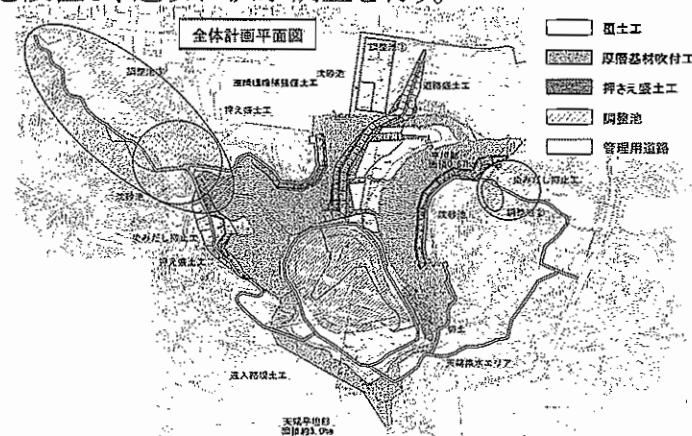
処分場の天端部や法面部において廃棄物が広範囲に露出していることから、覆土工等を実施することにより、廃棄物の飛散流出を防止する。また、押さえ盛土工や連続繊維補強土工等を実施し、法面部の崩落を防止する。

・雨水浸透抑制(②)

同天端部において覆土工を実施し、雨水の浸透を抑制する。また、覆土工や染み出し抑止工を実施し、浸出水の拡散を防止する。

・雨水適切排除のための排水路等整備(③)

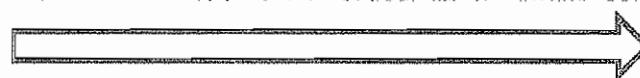
同天端部において雨水排水工を設置し、下流に適切に排除する。また、覆土工により増大する雨水流出量に対し調整池を設置し、適切に洪水調整を行う。



スケジュール・費用

H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 H34

①②③



事業実施予定期間／総事業費
平成25～34年度／精査中

三重県桑名市源十郎新田事業について

平成24年10月4日

事業の概要

・事業の経緯

平成19年9月に、員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、その後、当該箇所の地中から回収した廃油にポリ塩化ビフェニル(PCB)等の有害物質が含まれていることが平成22年10月に判明した。なお、原因者は現在調査中。

・支障等

上記により、汚染箇所下流250mの水道水源では、取水を停止している他、他の水道水源や農業用水、内水面漁業等に支障を生じるおそれがある。



<汚染概要>
汚染物等量: 約6.6万m³
汚染面積: 約1.5万m²

行政対応・責任追及

・行政対応

過去の監視体制、原因者調査等の県の対応に関する検証を実施中であり、今後、検証結果を受け、再発防止策に関する措置を講じる予定である。

・今後行おうとする措置

土地利用者、周辺住民等の関係者に対する聴取調査等を実施しているが、原因者の特定には至っていない。今後、原因者が判明次第、措置命令を発出し、原因者不明の場合は公告を行う。

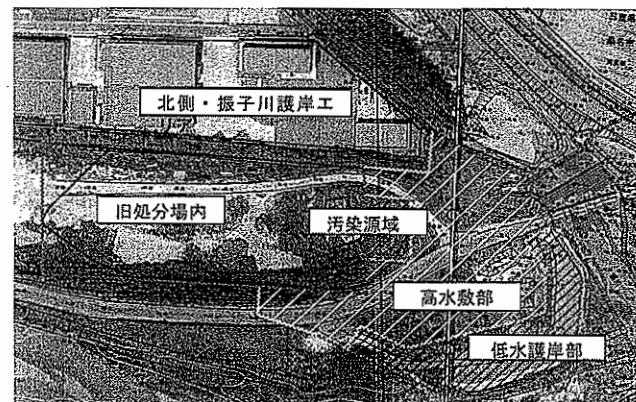
対策工の概要

事業主体: 三重県

・汚染拡散防止及び汚染除去対策(①)

遮水壁により汚染区域を囲い込み、汚染の拡散移動を防止した後、汚染源を含むPCB高濃度箇所を掘削除去し、PCB汚染物等を保管する。

また、各エリアで汚染除去対策を実施する。



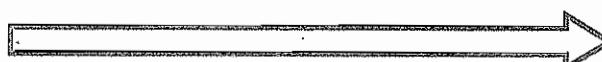
・保管廃棄物処分(②)

保管しているPCB汚染物の処分方法を検討し、適切に処分する。

スケジュール・費用

H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 H34

①



②



事業実施予定期間／総事業費

平成24～34年度／精査中

三重県桑名市五反田事業について

事業の概要

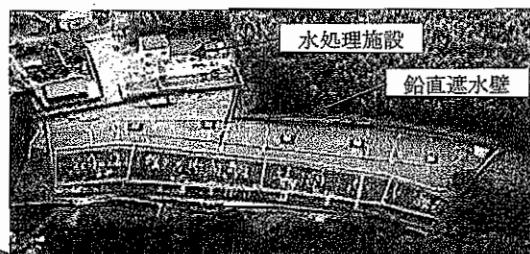
・事業の経緯

産業廃棄物処分業者により不法投棄された廃棄物が汚染源となり、平成9年10月に周辺地下水等が揮発性有機化合物(VOC)により汚染されていることが判明した。そのため平成13年度より行政代執行に着手し平成20年3月までに汚染地下水の浄化等の目標を達成した(平成17年度から3カ年は産廃特措法に基づく特定障害除去事業として実施)。

しかし、平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる汚染が判明したことから、平成23、24年度に特定障害除去等事業として汚染拡散防止の緊急対策に着手した。

・支障等

緊急対策では、不法投棄廃棄物による地下水汚染の防止及び周辺地下水の浄化は図られないことから、周辺河川に汚染地下水が滲出するおそれがある。



<不法投棄地概要>
投棄等量: 約27,000m³
面積: 約2,900m²

78

行政対応・責任追及

・行政対応

行政対応検証では、①不法投棄発覚時は人員不足から監視・指導に十分な時間が取られていなかった、②悪質巧妙化する不適正処理に対応できる職員能力の向上が必要等の指摘があり、本県として、①警察官の派遣等の廃棄物監視・指導体制の充実、②廃棄物担当職員への研修会等により強化を図った。

・今後行おうとする措置

引き続き原因者に対して費用求償していくとともに、排出事業者等、他に不法投棄に関与した者の調査を継続する。

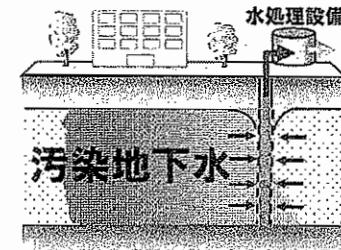
平成24年10月4日

事業主体: 三重県

対策工の概要

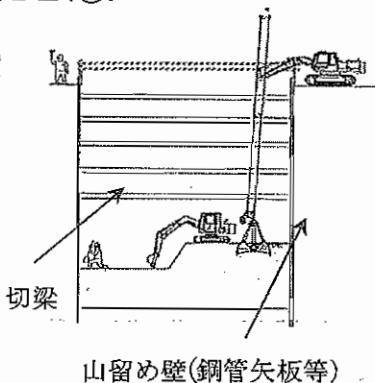
・汚染地下水の揚水浄化対策(①)

遮水壁内外の既存井戸を利用して揚水した汚染地下水を、水処理施設で処理し浄化を図る。



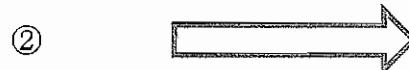
・汚染源である廃棄物等掘削処理(②)

汚染源対策として、不法投棄された廃棄物及び汚染土壌(一部)を撤去し場外処分を行う。



スケジュール・費用

H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 H34



事業実施予定期間／総事業費

緊急対策： 平成23～24年度／3.52億円

恒久対策： 平成25～34年度／精査中

三重県四日市市内山事業について

平成24年10月4日

事業の概要

・事業の経緯

廃棄物処理業者の産業廃棄物安定型最終処分場等において、許可品目外の木くず、紙くずの処分や許可容量を超える廃棄物の埋立が行われ、廃棄物層内で高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明したことから、県は、平成19年2月、緊急対策としてガスの回収処理等の行政代執行に着手した。

・支障等

行政代執行により、硫化水素ガス濃度は一定レベルまで低下しているものの、その後の調査において、発生原因物質が多く含まれている部分が確認されたことなどから、今後も継続して高濃度の硫化水素ガスの発生が懸念される。

また、廃棄物の間隙から周辺への硫化水素ガス等の漏洩が懸念されるとともに、一部急勾配となっている法面の崩壊が起きた場合には、硫化水素ガス等が漏洩し、周辺での悪臭等の被害など、生活環境保全上の支障のおそれがある。

<処分場概要>
許可容量:約10万m³
許可面積:約1万m²
投棄量:約34万m³
投棄面積:約2万m²



青:許可・届出区域
赤:廃棄物物理設置区域
黄:中間処理場



行政対応・責任追及

・行政対応

行政対応検証(2月29日答申)では、①的確に改善状況を把握し、その履行状況に沿って適切な指示をしていないこと②法律の運用解釈力が欠如していたこと等の指摘があり、これに対し、これまで既に再発防止策として研修を行うなど人材育成や組織力向上等の取組を行ってきたが、さらに当県として①職員の経験、情報等を共有する仕組みづくり②法務能力の向上等の取組等を進めていくこととしている。

・責任追及

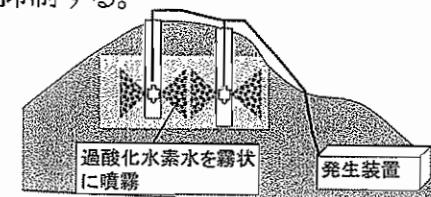
原因者に対しては措置命令を発出している。引き続き原因者に対して費用求償していくとともに、排出事業者に対しても調査を進め、違法性等が認められた場合には費用求償等を実施する。

対策工の概要

事業主体:三重県

・硫化水素ガス対策(①)

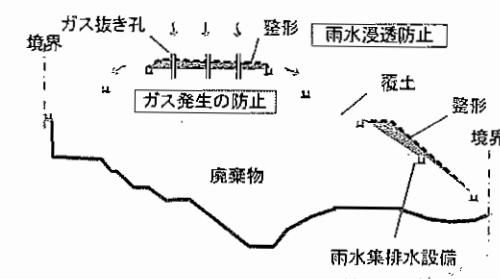
硫化水素ガスが高濃度に発生している範囲等において、廃棄物層内に過酸化水素水を噴霧(霧状酸化剤注入法)して発生原因物質である有機物を分解し、硫化水素ガスの発生を抑制する。



・恒久対策(②)

整形覆土工を実施し、雨水の浸透を防止するとともに、法面の安定性確保や法面補強を行う。

また、硫化水素ガス等の発生防止機能を持たせた覆土等を実施する。



スケジュール・費用

H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 H34

① →

② →

事業実施予定期間／総事業費

平成24～31年度／①:1億円 ②:精査中

15 審議会等の審議状況について

(平成24年6月1日～平成24年9月17日)

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	平成24年8月27日
3 委員	会長 内田 淳正 副会長 青木 民夫、馬岡 晋 委員 青木 美江子 他20名
4 諮問事項	(1) 四日市市大矢知町・平津町地内産業廃棄物不適正処理事案に係る特定支障除去等事業実施計画（案）について (2) 桑名市源十郎新田地内産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画（案）について (3) 桑名市五反田地内産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画（案）について (4) 四日市市内山町地内産業廃棄物不適正処理事案に係る特定支障除去等事業実施計画（案）について
5 調査審議結果	県内4箇所における産業廃棄物不適正処理事案等に係る特定支障除去等事業実施計画（案）について審議を行い、この実施計画（案）に基づき、三重県知事あて答申することとなった。
6 備考	

2 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 地球温暖化対策部会
2 開催年月日	平成24年8月3日
3 委員	部会長 朴 恵淑 副部会長 木村 夏美 委員 池田 千慧子 他10名
4 諮問事項	三重県地球温暖化対策推進条例（仮称）のあり方について
5 調査審議結果	消費生活における対策等5つの事項について、事項ごとに ①現状と課題、②対策の必要性、③目指すべき方向性等について 審議された。
6 備考	

3 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 水生生物保全環境基準類型指定部会
2 開催年月日	平成24年 7月10日
3 委員	部会長 田中 晶善 部会長代理 岩田 政司 委員 宮崎 多恵子
4 質問事項	水生生物保全環境基準類型指定について
5 調査審議結果	県内 8 河川（宮川水系 勢田川、五十鈴川、宮川、横輪川、一ノ瀬川、濁川、藤川、大内山川）の水生生物保全環境基準類型指定について審議された。
6 備考	

4 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 水生生物保全環境基準類型指定部会
2 開催年月日	平成24年 9月13日
3 委員	部会長 田中 晶善 部会長代理 岩田 政司 委員 宮崎 多恵子
4 質問事項	水生生物保全環境基準類型指定について
5 調査審議結果	県内 9 河川（櫛田川水系櫛田川、木津川水系名張川、赤羽川水系赤羽川、銚子川水系銚子川、矢の川水系矢の川、尾呂志川水系尾呂志川、熊野川水系北山川、熊野川、大又川）の水生生物保全環境基準類型指定について審議された。
6 備考	

5 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

1 審議会等の名称	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会
2 開催年月日	平成24年 6月25日
3 委員	委員長 田中 勝 委員 北見 宏介 他3名
4 質問事項	桑名市源十郎新田事案及び四日市市大矢知・平津事案にかかる三重県の対応の調査検討と産業廃棄物の不適正処分の再発防止について
5 調査審議結果	桑名市源十郎新田事案及び四日市市大矢知・平津事案の論点について審議された。
6 備考	

6 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

1 審議会等の名称	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会
2 開催年月日	平成24年 7月31日
3 委員	委員長 田中 勝 委員 北見 宏介 他3名
4 質問事項	桑名市五反田事案、桑名市源十郎新田事案及び四日市市大矢知・平津事案にかかる三重県の対応の調査検討と産業廃棄物の不適正処分の再発防止について
5 調査審議結果	桑名市五反田事案について、調査検討の進め方が審議された。 また、桑名市源十郎新田事案及び四日市市大矢知・平津事案の報告書（案）について審議された。
6 備考	

7 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

1 審議会等の名称	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会
2 開催年月日	平成24年 8月21日
3 委員	委員長 田中 勝 委員 北見 宏介 他3名
4 質問事項	桑名市五反田事案、桑名市源十郎新田事案及び四日市市大矢知・平津事案にかかる三重県の対応の調査検討と産業廃棄物の不適正処分の再発防止について
5 調査審議結果	桑名市源十郎新田事案並びに桑名市五反田事案及び四日市市大矢知・平津事案の報告書（案）について審議された。
6 備考	

8 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	平成24年 8月20日
3 委員	会長 宗村 南男 副会長 梅村 光久 委員 衣斐 信行 他9名
4 質問事項	各種学校の廃止認可について等8件
5 調査審議結果	8件の質問事項に対して答申された。
6 備考	

9 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成24年6月6日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 坂倉 加代子 委員 岸 葉子 他3名
4 諮問事項	平成23年度アクションプログラムの検証について 平成24年度アクションプログラムの進捗について
5 調査審議結果	三重県立図書館改革実行計画・平成23年度アクションプログラムの検証について、および平成24年度アクションプログラムの進捗について、協議、意見交換が行われた。
6 備考	

10 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	平成24年7月3日
3 委員	会長 石原 義剛 副会長 岡野 友彦 委員 伊藤 英子 他6名
4 諮問事項	平成24年度美術館事業概要報告等
5 調査審議結果	会長、副会長の選任及び平成24年度美術館事業概要報告等について意見交換が行われた。
6 備考	

11 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	平成24年6月29日
3 委員	委員長 高橋 正博 委員 立花 義裕 他7名
4 諮問事項	「度会ウインドファーム」事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	平成24年5月28日に開催された小委員会で出された意見に対する事業者見解及び環境影響評価準備書に記載された内容について審議され、小委員会調査審議結果をとりまとめることになった。
6 備考	答申日（8月6日）

12 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	平成24年 7月31日
3 委員	委員長 高橋 正博 委員 立花 義裕 他8名
4 質問事項	管理型最終処分場建設事業（事業者：三重中央開発株式会社）に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	環境影響評価準備書の概要について事業者から説明を受け、準備書に記載された内容について審議された。
6 備考	

13 三重県人権施策審議会

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	平成24年9月13日
3 委員	会長 川口 節子 会長代理 界外 直樹、松井 真理子 委員 荒木田 豊 他16名
4 質問事項	「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」年次報告及び「人権問題に関する三重県民意識調査の実施」について
5 調査審議結果	「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」年次報告及び「人権問題に関する三重県民意識調査の実施」について意見交換が行われた。
6 備考	

14 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	第1専門部会：平成24年7月24日、7月27日 第2専門部会：平成24年8月7日、8月27日 第3専門部会：平成24年7月27日、8月27日
3 委員	会長 佐伯 富樹 副会長 川口 節子 委員 石田 壽賀子 他17名 (第1専門部会) 部会長 濱口 和美 他6名 (第2専門部会) 部会長 前山 都子 他6名 (第3専門部会) 部会長 川口 節子 他5名
4 質問事項	男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価について
5 調査審議結果	各専門部会において、男女共同参画施策の平成23年度実施状況についてヒアリングを実施した。
6 備考	

15 三重県交通安全対策会議

1 審議会等の名称	三重県交通安全対策会議
2 開催年月日	平成 24 年 7 月 3 日
3 委員	会長 鈴木 英敬 委員 高橋 康夫 他 16 名
4 諮問事項	(1) 平成 24 年度三重県交通安全実施計画の作成 (2) 平成 23 年度三重県交通安全計画実施結果の作成
5 調査審議結果	平成 24 年度三重県交通安全実施計画及び平成 23 年度三重県交通安全計画実施結果を作成しました。
6 備考	

16 三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成 24 年 7 月 22 日
3 委員	委員長 安井 広伸 副委員長 蓮花 一己 委 員 杉井 ひろ子 他 2 名
4 諮問事項	(1) 審査基準及び配点表の作成に関する事項 (2) 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項 (3) その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
5 調査審議結果	平成 25 年 4 月からの指定管理者を募集する際に必要な「募集要項」並びに「審査基準及び配点表」について審議し、決定しました。
6 備考	

17 三重県消費生活対策審議会

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	平成 24 年 7 月 4 日
3 委員	会長 鈴木 真由子 副会長 松田 直俊 委 員 上井 長十 他 9 名
4 諮問事項	平成 24 年度消費生活に関する事業概要、第 2 次三重県消費者施策基本指針の平成 23 年度主要施策の実施状況について
5 調査審議結果	平成 24 年度の消費生活に関する事業概要及び第 2 次三重県消費者施策基本指針の平成 23 年度主要施策の実施状況について意見交換が行われた。
6 備考	

18 三重県消費生活対策審議会

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会 消費者教育研究部会
2 開催年月日	平成24年 7月 4日
3 委員	会長 小田 奈緒美 副会長 上井 長十 委員 伊藤 真由美 他2名
4 質問事項	「これだけは知っておこう！ケータイ・インターネット」の普及策について
5 調査審議結果	「これだけは知っておこう！ケータイ・インターネット」の普及のための試行案を決定した。
6 備考	